

第2期 津久見市

子ども 子育て 支援事業計画

かがやけ未来へ
みんなで育てる
つくみっ子



はじめに

急速な少子化の進行は、将来の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることが懸念されており、少子化の問題は私たちが取り組まなければならない最も重要な課題の一つであります。

また、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が始まるなど社会情勢の変化に伴い教育・保育に対するニーズも多様化してきており、これらに対応するための各種施策とその体制づくりの充実が求められています。



本市においては、平成16年3月に「つくみ子ども育成支援行動計画」を、平成22年3月には「つくみ子ども育成支援後期行動計画」を策定し、さらに平成27年3月に第1期目の「津久見市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「かがやけ未来へみんなで育てるつくみっ子」をキャッチフレーズに、幅広い施策に取り組み、子ども・子育て環境の充実を図ってまいりました。

また、平成31年3月に策定した「第3期津久見市地域福祉計画」では、『地域共生社会』の実現に向けて、住民相互の「支え合い」や「思いやり」の地域づくりをさらに促進させることとしており、地域における繋がりの強化と地域の輪を広げる取組を推進し、地域全体で子育てる環境の醸成を図っています。

本計画においても、これまでのキャッチフレーズを踏襲し、子どもを温かく見守り、育てていくことができるよう、家族、地域、行政、関係機関及び関係団体が互いに協力し、地域全体での支え合いの仕組みや妊娠、出産から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う環境の整備を行い、子どもを安心して生み育てることができ、いつまでも住み続けたいと思うことができる「誇りと自信に満ちたまち『津久見』～笑顔と活力あふれる定住拠点～」の実現に向け邁進してまいりたいと考えています。

結びに、本計画の策定にあたり、ニーズ調査等にご協力いただきました子育て世帯の皆さんや関係団体の方々をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました「津久見市子ども・子育て会議」の委員の皆さんに心から御礼を申し上げます。

今後も子ども・子育て支援の推進に、市民の皆さんのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつといたします。

令和2年3月

津久見市長 川野幸男

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況.....	4
1 人口・世帯・人口動態等.....	4
2 教育・保育施設の状況と評価.....	15
3 地域子ども・子育て支援事業の状況と評価.....	17
4 関連事業の状況と評価.....	21
5 計画策定に伴うニーズ調査の結果概要.....	25
6 子ども・子育てを取り巻く主な課題.....	42
第3章 計画の基本的な考え方.....	46
1 津久見市のめざす姿.....	46
2 基本理念.....	46
3 施策体系.....	48
第4章 基本目標ごとの施策の展開.....	49
基本目標1 すべての子どもに最もふさわしい生活の場の確保.....	49
基本目標2 親子の健康の確保・増進.....	52
基本目標3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備.....	56
基本目標4 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進.....	60
基本目標5 仕事と子育ての両立の推進.....	67
基本目標6 地域における子育ての支援.....	68
基本目標7 子育てを支援する生活環境の整備.....	72
基本目標8 子ども等の安全の確保.....	73
第5章 子ども・子育て支援法に係る 「量の見込み」と「確保の方策」	75
1 教育・保育の提供区域の設定.....	75
2 教育・保育における「量の見込み」と「確保の方策」	77
3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	79
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	79
5 地域子ども・子育て支援事業における 「量の見込み」と「確保の方策」	80

第6章 計画の推進体制.....	87
1 それぞれの役割.....	87
2 計画の周知に向けて.....	88
3 計画の実施状況の点検と評価.....	88
 資料編.....	89
1 津久見市子ども・子育て会議条例.....	89
2 津久見市子ども・子育て会議委員名簿.....	91
3 用語集.....	92

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

個人の価値観や社会情勢の多様化に伴い問題視されてきた少子化に対し、国では様々な対策を行ってきました。平成15年に制定された次世代育成支援推進対策法に基づき総合的な取組が行われ、平成24年には新たな給付や、認定こども園法の改正などを盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」が制定されました。また、その他の子どもを取り巻く法整備としては平成28年の児童福祉法改正、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成26年1月）の施行なども行われてきました。

本市では、このような状況を踏まえ、年々子育てサービスを充実させ、よりニーズにあった子育てサービスを目指して取り組めるよう、平成27年3月に「津久見市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、様々な子育て支援の取組を行ってきました。

そのような中、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒し、幼児教育・保育の無償化、子育て支援対策の加速化や働き方改革など、保護者や子どもを取り巻く環境が多様化していく中で、今後は保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が重要となります。

本市においては、第1期計画が令和元年度末をもって終了することから、子育て支援に関するニーズを把握するため、「子ども・子育て支援事業についての実態調査」を実施し、本市の現状を再度、分析・整理したうえで、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取組を計画的に推進していくため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期津久見市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

元号の表記について

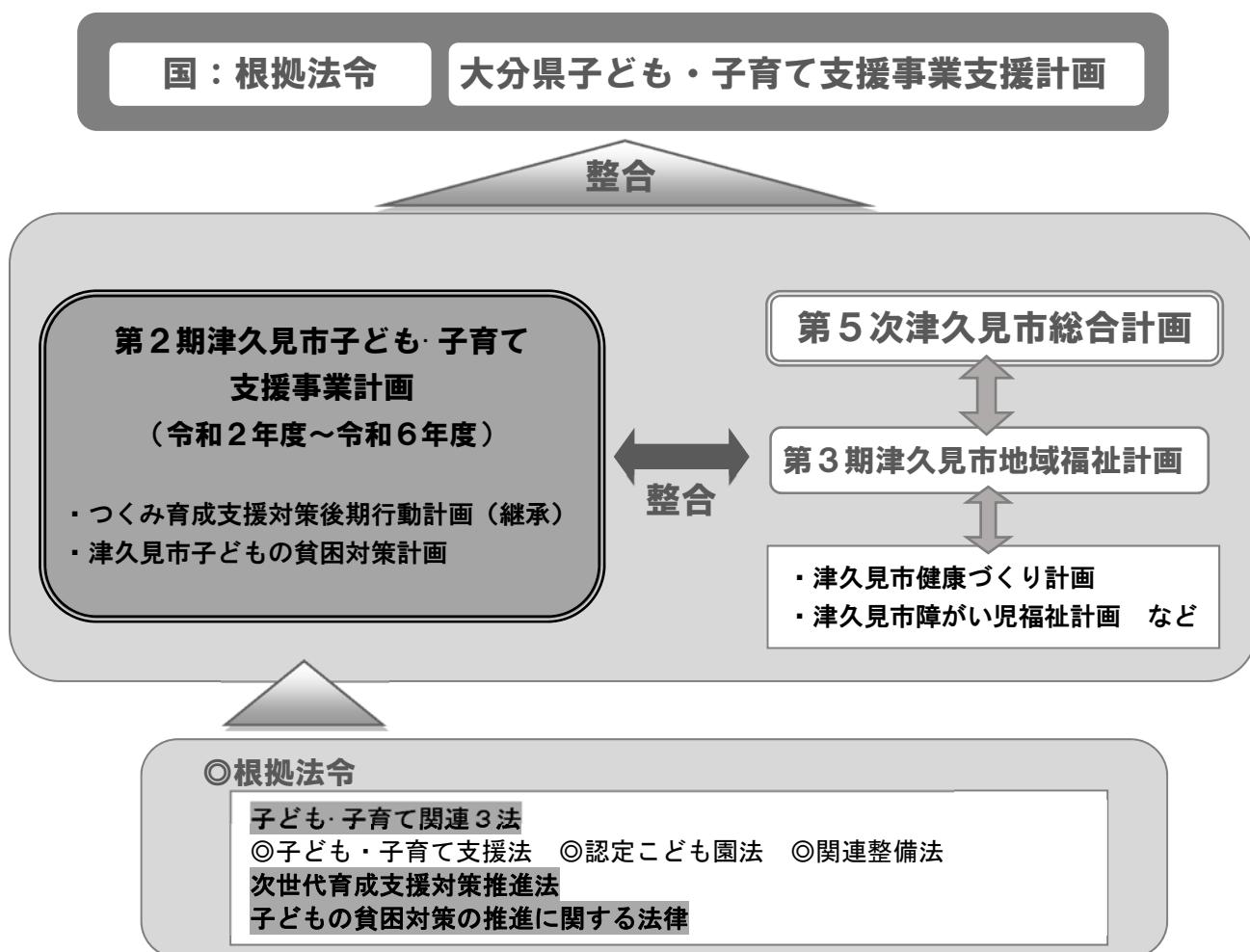
第1期計画やすでに公表済みのデータにおいて表記される平成の年及び年度の表記については、改元に伴う訂正をしていないため、データ等については元号を平成のままとし、5月1日以降を新元号の年及び年度として表記しています。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村行動計画として位置づけられます。また、国より示された子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本市が取り組む施策や事業の目標、実施時期を明らかにし、集中的・計画的に取組を推進します。

本計画策定にあたっては、全ての子どもと子育て家庭を対象とし、これまで進めてきた「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づく、「次世代育成支援対策行動計画」における取組についても内包し、策定が努力義務である「子どもの貧困対策計画」も一体的に策定することで、様々な分野の取組を総合的に進めていく計画として位置づけます。

また、本計画は「第5次津久見市総合計画」や「第3期津久見市地域福祉計画」といった上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして策定します。



3 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

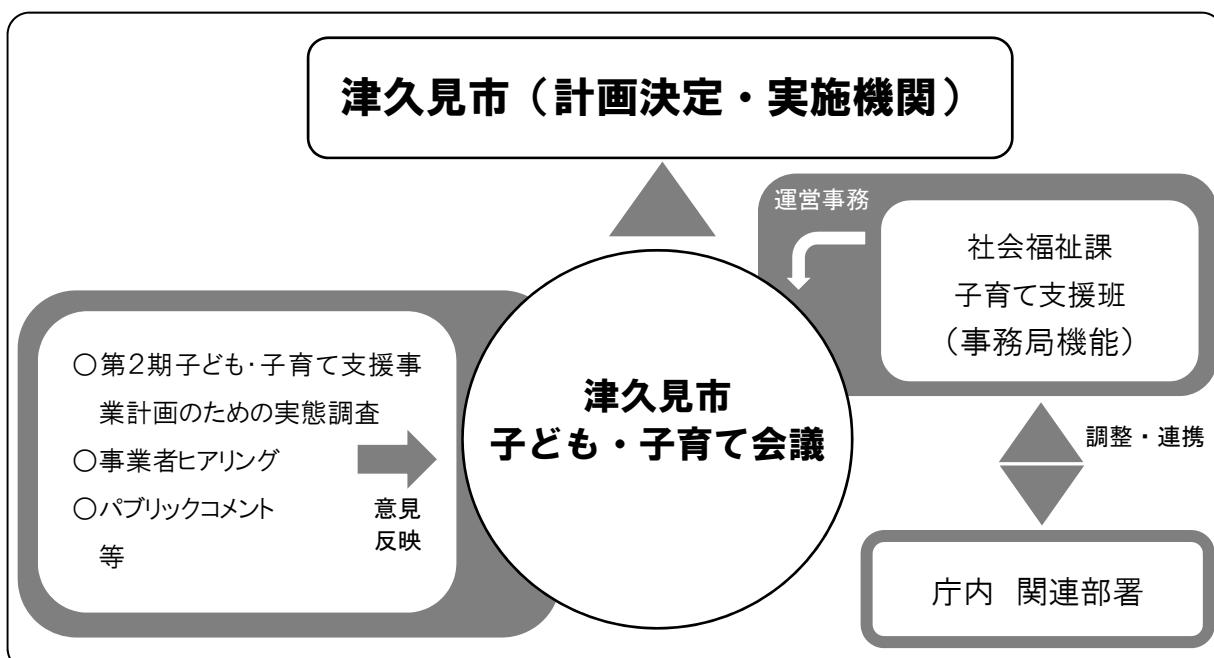
なお、計画期間中であっても法制度の変更や社会状況の変化等により見直しの必要が生じた場合には、適宜、計画の見直しを行うこととします。

平成				令和					
27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
第2期津久見市子ども・子育て支援事業計画									
津久見市子ども・子育て支援事業計画									

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条及び津久見市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第24号）に基づき、「津久見市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置します。

子ども・子育て会議は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定、並びに本計画に関して意見を示し、本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項、実施状況を調査審議します。



第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

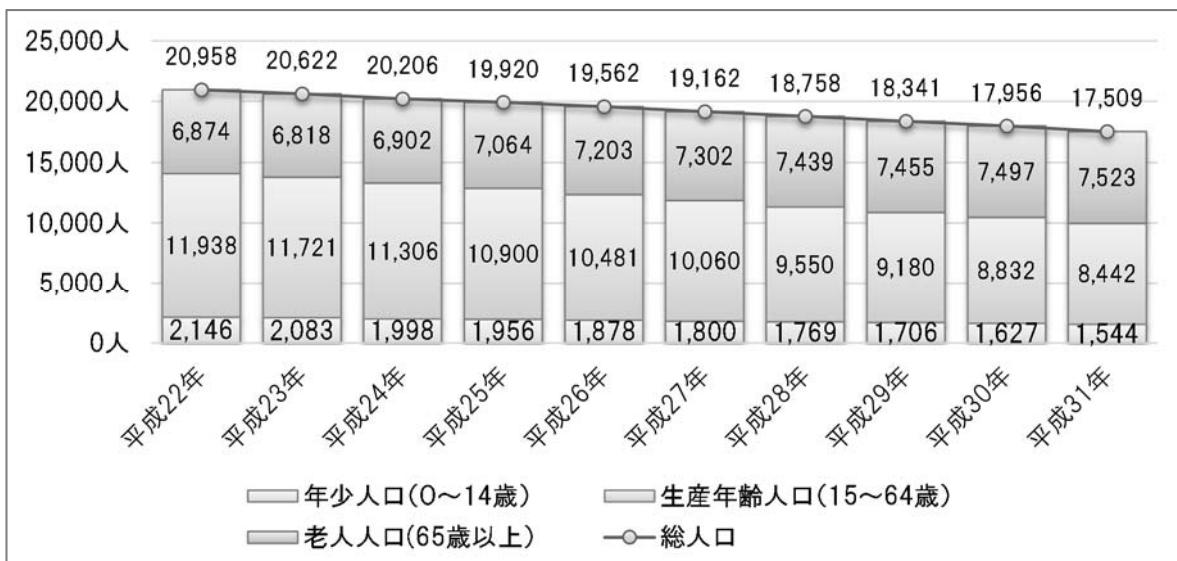
1 人口・世帯・人口動態等

(1) 人口の推移

本市の住民基本台帳による総人口の推移では、平成22年から平成31年にかけて3,449人の減少（増減率▲16.5%）、年少人口（0～14歳）においては602人の減少（増減率▲28.1%）がみられます。

本市の総人口、年少人口はともに全国と同様の少子化の傾向であり、総人口に対する年少人口の割合をみてみると、平成22年から平成31年までの10年間に1.4ポイント減少し、平成31年では8.8%となっています。

■津久見市における年齢（3区分）別人口の推移（各年4月1日現在）



	平 成										【単位：人】
	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	
総人口	20,958	20,622	20,206	19,920	19,562	19,162	18,758	18,341	17,956	17,509	
年少人口	2,146	2,083	1,998	1,956	1,878	1,800	1,769	1,706	1,627	1,544	
生産年齢人口	11,938	11,721	11,306	10,900	10,481	10,060	9,550	9,180	8,832	8,442	
老年人口	6,874	6,818	6,902	7,064	7,203	7,302	7,439	7,455	7,497	7,523	
総人口に対する年少人口の割合 (%)											
	10.2	10.1	9.9	9.8	9.6	9.4	9.4	9.3	9.1	8.8	

資料：住民基本台帳 各年4月1日

(2) 将来の子どもの人口推計

本市の子どもの人口推計は、人数の多い世代（年齢層）もありますが、全体的には減少傾向で推移していくと予想されます。

■津久見市の子どもの人口推計

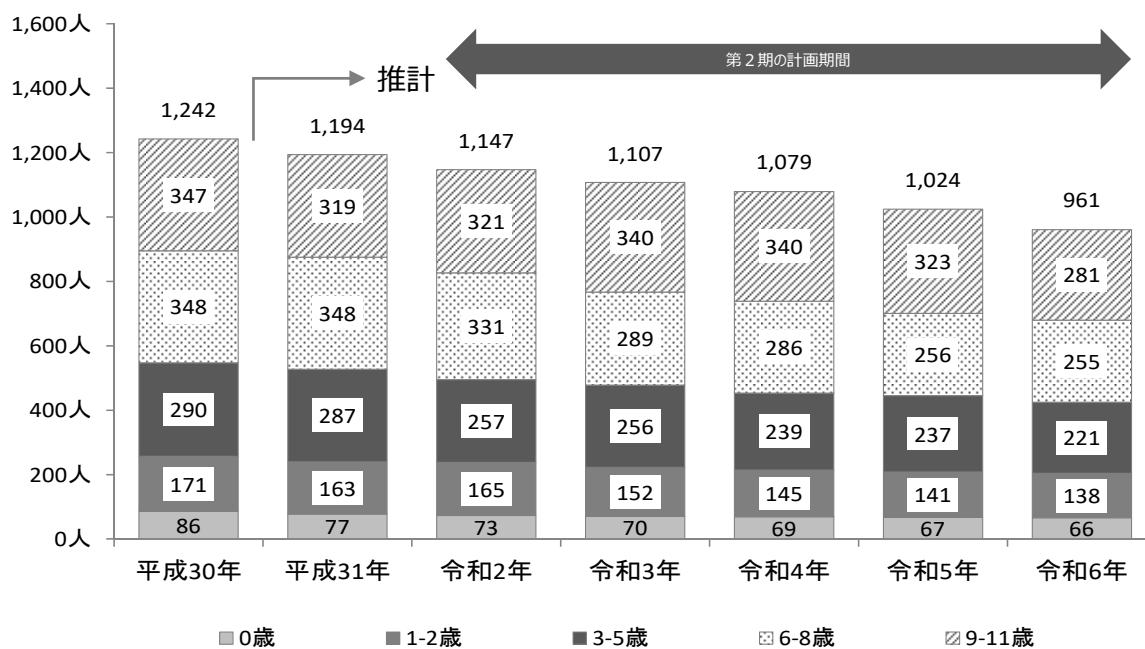
【単位：人】

年齢	実績		推計					
	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	
0歳	86	77	73	70	69	67	66	
1歳	75	86	77	73	70	69	67	
2歳	96	77	88	79	75	72	71	
3歳	87	94	75	86	77	73	70	
4歳	106	88	95	76	87	78	74	
5歳	97	105	87	94	75	86	77	
6歳	129	97	105	87	94	75	86	
7歳	122	129	97	105	87	94	75	
8歳	97	122	129	97	105	87	94	
9歳	109	96	121	128	96	104	86	
10歳	117	107	94	119	126	94	102	
11歳	121	116	106	93	118	125	93	

※実績：平成 30 年は 4 月 1 日現在（住民基本台帳）

※推計：複数年の変化率（コーホート変化率）の平均値を基に推計

■津久見市の子どもの段階別人口推計



※平成 30 年のみ実績値

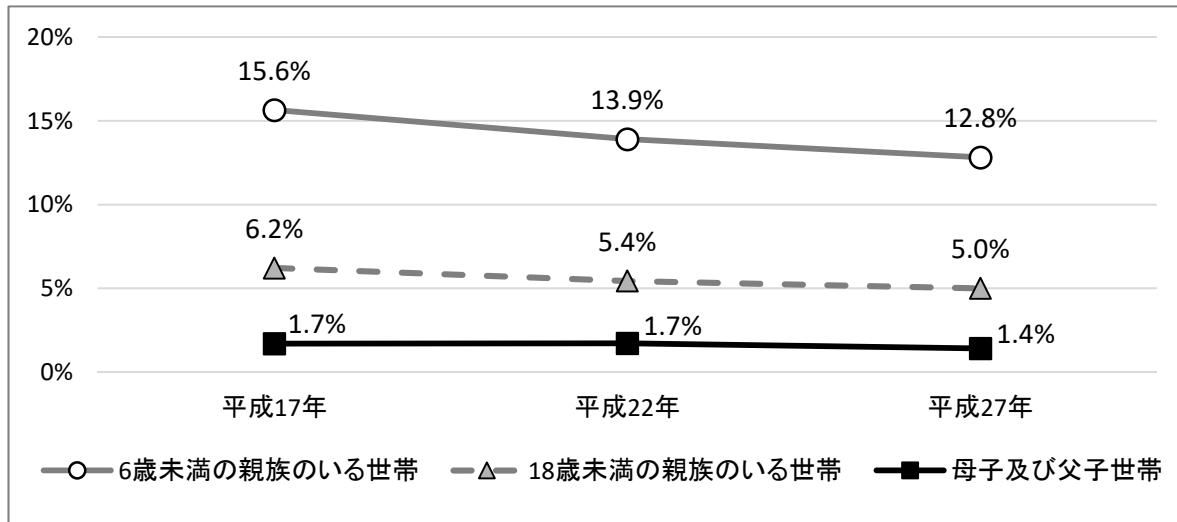
(3) 世帯の状況

本市の一般世帯は平成 17 年以降減少傾向を示し、平成 27 年には 7,501 世帯となっています。そのうち核家族世帯も同様に減少傾向を示し、4,609 世帯となっています。

また、一般世帯に対する「6 歳未満の親族のいる世帯」が平成 27 年では 12.8%、「18 歳未満の親族のいる世帯」は 5.0%、「母子及び父子世帯」においては 1.4% を占めています。

このため子どものいる世帯の割合も減少してきている状況がうかがえます。

■津久見市における世帯構造



■津久見市における世帯構造

【単位：世帯・%】

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
一般世帯数	8,381	7,963	7,501
うち核家族世帯数	5,193	4,863	4,609
6 歳未満の親族のいる世帯数	1,311	1,107	961
6 歳未満の親族のいる世帯 (%)	15.6	13.9	12.8
18 歳未満の親族のいる世帯数	521	433	375
18 歳未満の親族のいる世帯 (%)	6.2	5.4	5.0
母子及び父子世帯数	143	119	99
母子及び父子世帯 (%)	1.7	1.7	1.4

資料：総務省統計局 国勢調査

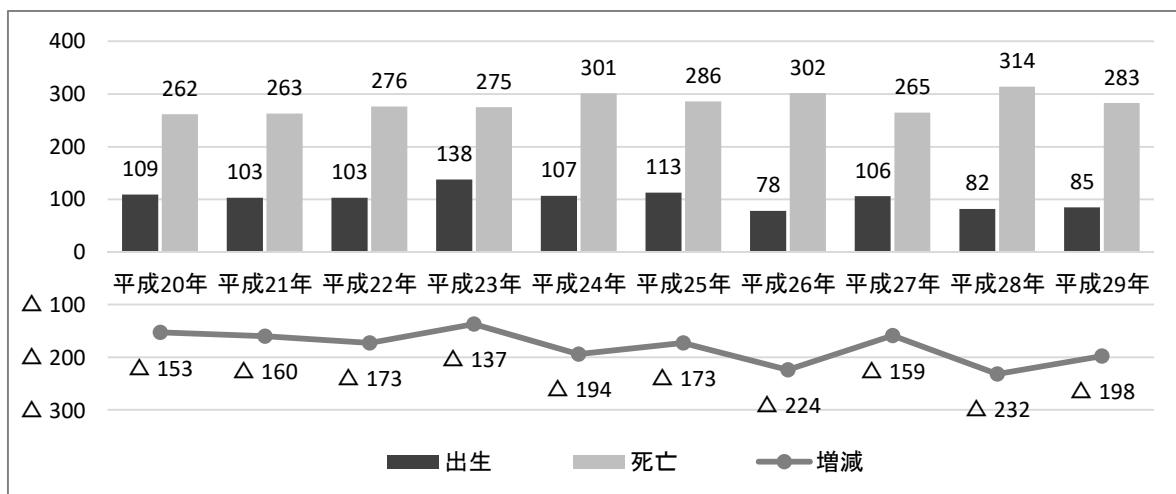
（4）自然動態・社会動態

自然動態（出生－死亡）は、出生数では減少傾向となり近年は100人以下となっています。死亡数では各年で変動し、おむね横ばいで推移しています。

社会動態（転入－転出）は、各年とも転出者が、転入者を上回っている状況は変わりませんが、全体的にはともに緩やかな減少傾向がみられます。

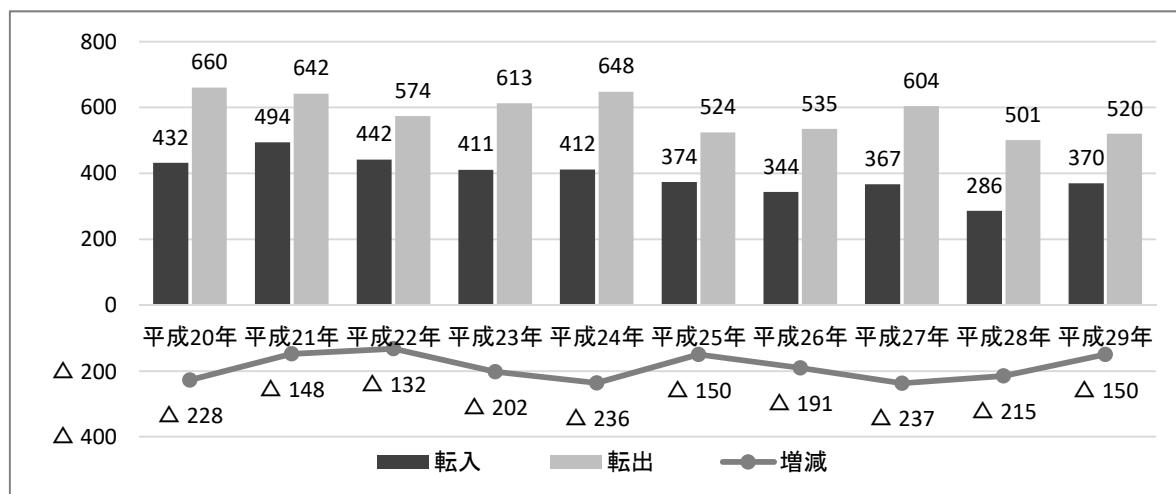
■津久見市における自然動態・社会動態の推計

【津久見市の自然動態】



資料：人口動態統計

【津久見市の社会動態】



資料：大分県人口推計報告

（5）出生の状況

本市の出生の状況は、各年で変動はしていますが、全体的には出生数・出生率ともに近年では減少傾向と考えます。これは合計特殊出生率における推移にもみられ、大分県平均の数値に最も近似した平成27年以降、合計特殊出生率は下降しています。

■出生の状況 津久見市

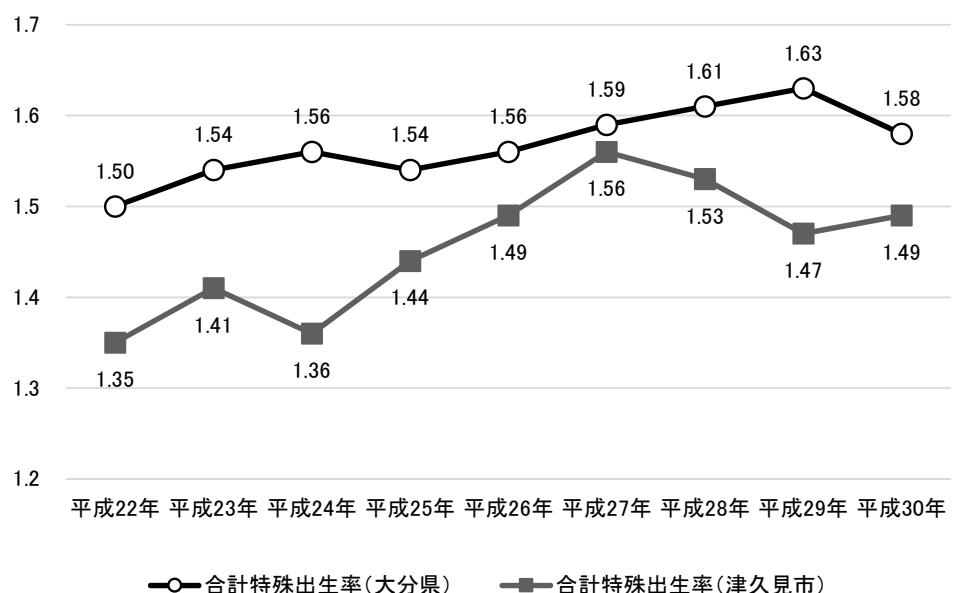
【単位：人・‰】

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
出生数	113	78	106	82	85	80
出生率	5.7	4.0	5.5	4.4	4.6	4.8

※出生率：人口千人あたりの出生の件数

資料：人口動態統計

合計特殊出生率(5年平均)の推移



資料：大分県

※ 合計特殊出生率

15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

（6）教育・保育の状況

以下の表は、本市の教育・保育の施設を日常的に利用している子どもの数を示しています。

第1期計画期間中に認定こども園への移行が行われたこともあり、平成29年までに各施設の利用者の編成が大幅に変動しています。

■保育園の状況

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総 数(人)	266	122	119	104	96
0歳児(人)	11	10	6	5	4
1歳児(人)	44	12	23	17	16
2歳児(人)	49	24	14	25	16
3歳児(人)	58	19	25	15	26
4歳児(人)	60	30	20	23	12
5歳児(人)	44	27	31	19	22
施設数(か所)	3	2	2	2	2
定員(人)	246	126	126	126	126

資料：津久見市

■幼稚園の状況

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総 数(人)	100	58	23	23	17
3歳児(人)	32	13	7	7	3
4歳児(人)	35	22	9	8	7
5歳児(人)	33	23	7	8	7
施設数(か所)	4	3	1	1	1
定員(人)	225	145	30	25	25

資料：津久見市

■認定こども園の状況

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総 数(人)	66	208	278	264	246
0歳児(人)	0	6	6	7	8
1歳児(人)	0	18	26	24	19
2歳児(人)	3	24	31	36	27
3歳児(人)	25	24	64	56	60
4歳児(人)	26	70	63	74	59
5歳児(人)	12	66	88	67	73
施設数(か所)	1	3	4	4	4
定員(人)	80	266	331	331	306

資料：津久見市

【保育利用率の推移】

第1期計画においては0歳～2歳の保育利用率の設定がされており、現在までの実績と比較すると以下のようになります。

計画における保育利用率は実績によると平成30年には1～2歳で達成されていますが、0歳児においては平成28年以降利用率が伸び悩んでいる状況です。

■計画における保育利用率の設定

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
保育利用目標値					
0歳(人)	43	41	41	39	39
1～2歳(人)	119	114	110	108	106
保育利用率					
0歳(%)	43.0	42.7	43.6	42.9	43.8
1～2歳(%)	52.0	52.1	51.9	52.2	52.2

■計画期間中の実績（0～2歳）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
住民基本台帳による 0～2歳の子どもの数(人)	300	285	258	257	240
0歳(人)	92	92	74	86	82
1～2歳(人)	208	193	184	171	158
実績による子どもの数(人)	107	94	106	114	90
0歳(人)	11	16	12	12	12
1～2歳(人)	96	78	94	102	78
保育利用率	35.7	33.0	41.1	44.4	37.5
0歳(%)	12.0	17.4	16.2	14.0	14.6
1～2歳(%)	46.2	40.4	51.1	59.6	49.4

3歳～5歳の保育利用率については設定がされていませんが、保育利用率は以下のようになります。平成28年に一度減少しますが、その後は増加傾向となっています。

■計画期間中の実績（3～5歳）

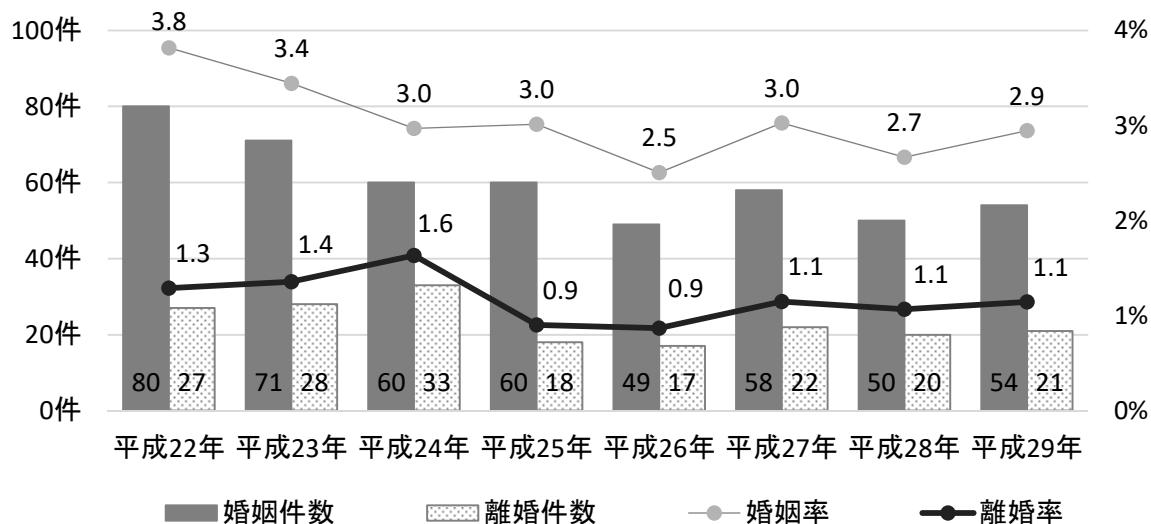
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
住民基本台帳による 3～5歳の子どもの数(人)	346	358	333	290	281
実績による子どもの数(人)	325	294	314	277	269
保育利用率	3～5歳(%)	93.9	82.1	94.3	95.5
					95.7

(7) 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻件数は平成26年まで減少傾向でしたが、27年以降は増減があるものの、近年では婚姻率ではおおむね横ばいで推移しています。

未婚率については下のグラフにある各年齢層で男性が高い割合を示しています。女性は25歳から34歳の年齢層で、平成22年から平成27年にかけて横ばいで推移しているのにに対して、35歳から40歳の年齢層が増加しています。

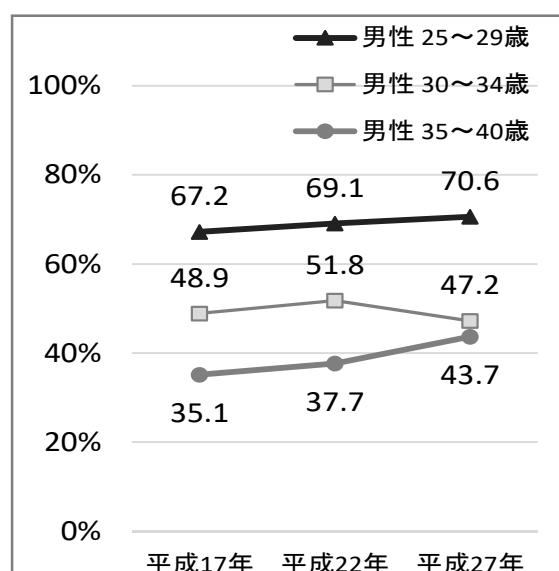
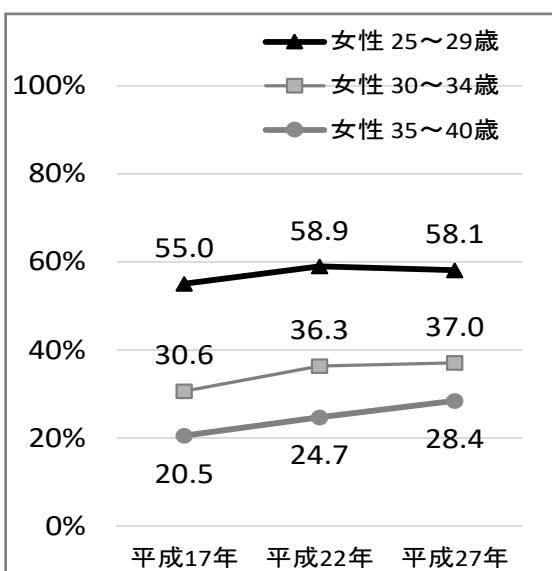
■津久見市における婚姻・離婚の状況



※婚姻（離婚）率：人口千人あたりの婚姻（離婚）の件数

資料：総務省統計局 人口動態

■津久見市における未婚率の推移



資料：総務省統計局 国勢調査

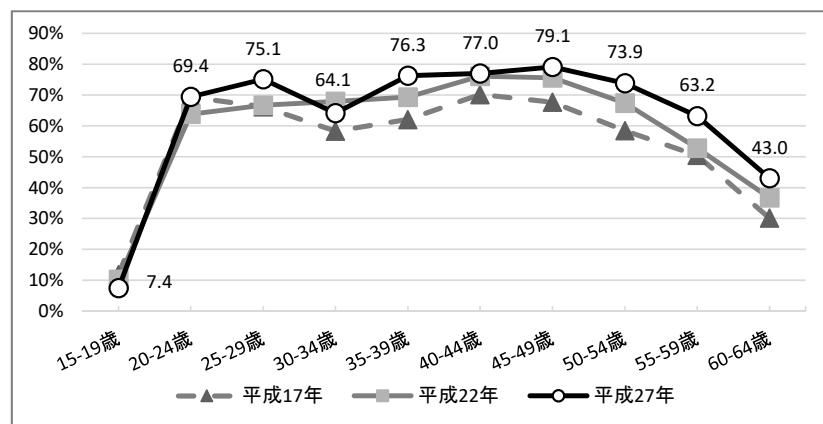
(8) 就労の状況

女性の年齢別就業率は年々増加する傾向にあり、津久見市における女性(25~44歳)の就業率は、国が目標としている「女性の就業率80%以上」に近づきつつありますが、30~34歳の年齢層では伸び悩んでいます。男性においては全体的には大きな変動はありませんが、30~34歳の年齢層が増加傾向となっています。

■津久見市における女性の年齢別就業率の推移

【単位：%】

	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳
平成17年	11.8	69.3	66.2	58.3	62.0	70.1	67.7	58.5	50.4	30.1
平成22年	10.3	63.8	66.7	68.0	69.3	76.1	75.6	67.4	52.8	36.7
平成27年	7.4	69.4	75.1	64.1	76.3	77.0	79.1	73.9	63.2	43.0

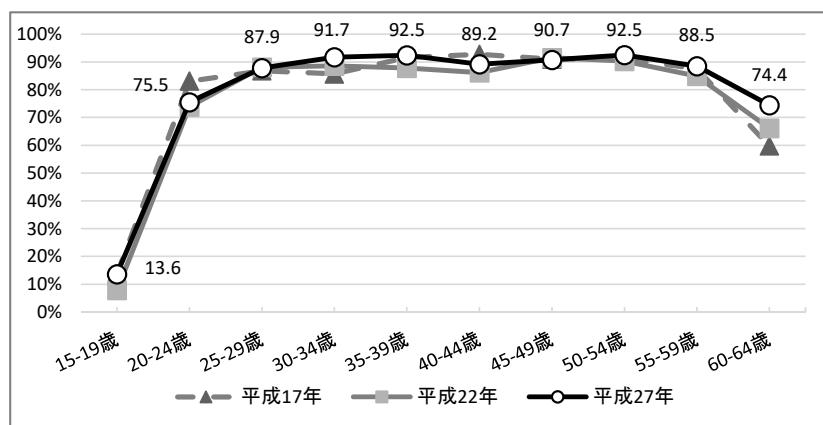


資料：総務省統計局 国勢調査

■津久見市における男性の年齢別就業率の推移

【単位：%】

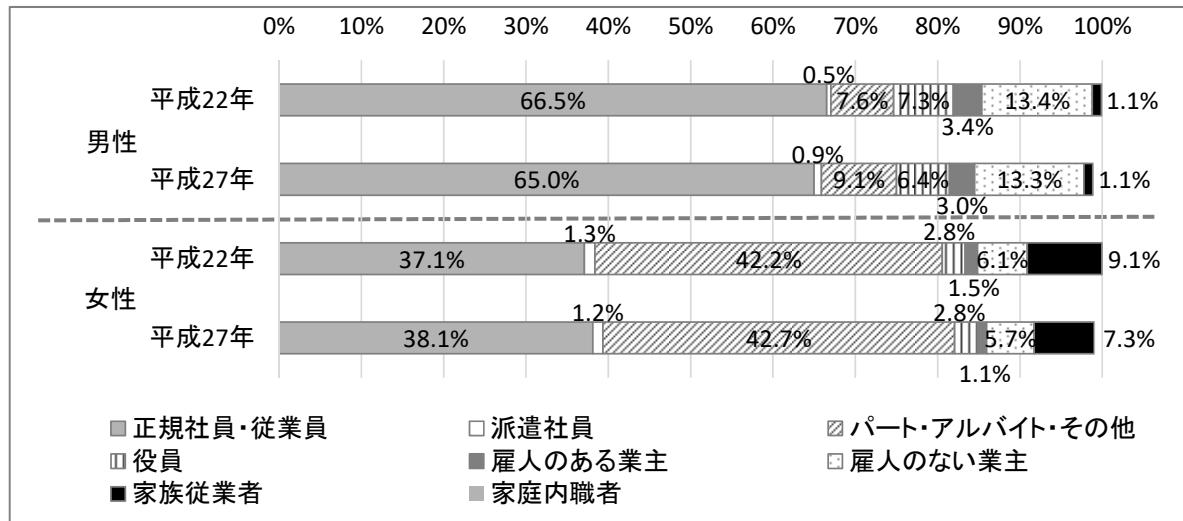
	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳
平成17年	13.8	83.1	86.8	85.7	91.5	92.8	91.0	91.0	87.6	59.8
平成22年	7.8	73.9	88.1	88.6	87.9	86.2	91.5	90.2	84.9	66.2
平成27年	13.6	75.5	87.9	91.7	92.5	89.2	90.7	92.5	88.5	74.4



資料：総務省統計局 国勢調査

また、従業上の地位別従業者の割合を平成 22 年と平成 27 年で比較し、女性の「正規社員・従業員」、「派遣社員」、「パート・アルバイト・その他」に着目するとその割合の合計は、わずかに伸びていて、「正規社員・従業員」においては 1 % の増加となっており、やはり女性の就労が進んでいる状況がうかがえます。

■津久見市における従業上の地位別従業者の割合の推移



	平成 22 年					平成 27 年				
	総数	男性		女性		総数	男性		女性	
		人	%	人	%		人	%	人	%
総数	8, 562	5, 017	100. 0	3, 545	100. 0	7, 746	4, 440	100. 0	3, 306	100. 0
正規社員・従業員	4, 652	3, 337	66. 5	1, 315	37. 1	4, 146	2, 886	65. 0	1, 260	38. 1
派遣社員	72	27	0. 5	45	1. 3	80	40	0. 9	40	1. 2
パート・アルバイト・その他	1, 877	381	7. 6	1, 496	42. 2	1, 817	404	9. 1	1, 413	42. 7
役員	464	365	7. 3	99	2. 8	380	286	6. 4	94	2. 8
雇人のある業主	225	173	3. 4	52	1. 5	170	135	3. 0	35	1. 1
雇人のない業主	887	672	13. 4	215	6. 1	780	590	13. 3	190	5. 7
家族従業者	378	56	1. 1	322	9. 1	289	48	1. 1	241	7. 3
家庭内職者	0	0	0. 0	0	0. 0	2	0	0. 0	2	0. 1

資料：総務省統計局 国勢調査

（9）保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校の状況

津久見市の保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校の状況は以下のとおりです。

■保育園一覧表

施設名	認定	定員	園児数	開所時間	一時預かり
明光保育園	2・3号	76人	64人	7:30～18:30	
白梅保育園	2・3号	50人	54人	7:30～18:30	○

令和元年10月1日現在

■幼稚園一覧表

施設名	認定	定員	園児数	預かり保育	備考
和順幼稚園	1号	25人	17人	15:00～18:30	通常 8:30～15:00

令和元年10月1日現在

■認定こども園一覧表

施設名	認定	定員	園児数	預かり保育	備考
向洋保育園	1号	10人	143人	15:30～20:00	通常 8:30～15:30
	2・3号	120人		延長保育 7:00～7:30 18:00～20:00	通常 7:00～18:00
白蓮幼稚園	1号	45人	49人	15:00～18:30	通常 10:00～14:00
	2・3号	10人		-	通常 7:30～18:30
カトリック津久見幼稚園	1号	50人	46人	15:00～17:45	通常 9:00～14:00
	2・3号	16人		-	通常 7:15～18:15
しらうめ幼稚園	1号	45人	44人	15:00～18:30	通常 9:00～15:00
	2・3号	10人		-	通常 7:30～18:30

令和元年10月1日現在

■小学校一覧表

学校名	クラス数	内特別支援学級	児童数	備考
千怒小学校	6	0	167人	
津久見小学校	11	1	261人	
青江小学校	7	1	152人	
堅徳小学校	6	0	78人	
保戸島小学校	2	0	2人	

令和元年10月1日現在

■中学校一覧表

学校名	クラス数	内特別支援学級	生徒数	備考
第一中学校	9	1	234人	
第二中学校	6	2	113人	

令和元年10月1日現在

2 教育・保育施設の状況と評価

本市では、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする第1期計画を平成27年3月に策定し、子どもの健やかな成長と子どもを生み育てやすい環境づくりに取り組んできました。策定から5年が経過し、計画に掲げる施策の進捗状況や課題などを点検、評価し、その結果を本計画の取組に反映させていくことを目的に評価を実施しました。

教育・保育施設の状況と評価については以下のとおりです。

(1) 1号認定（3歳以上：1号認定+2号認定〈教育ニーズ〉）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①見込量	145人	137人	132人	125人
②確保の方策	174人	174人	174人	174人
③実績	163人	169人	157人	137人
過不足（③-②）	▲11人	▲5人	▲17人	▲37人

見込量に対して十分な確保の方策によって、計画期間中の待機児童は0となっています。

(2) 2号認定（3歳以上：保育ニーズ）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①見込量	137人	130人	124人	118人
②確保の方策	173人	173人	182人	182人
③実績	162人	125人	157人	140人
過不足（③-②）	▲11人	▲48人	▲25人	▲42人

見込量に対して十分な確保の方策によって、計画期間中の待機児童は0となっています。しかし、平成28年度以降は、利用者が減少し、やや過剰となっています。

(3) 3号認定（0歳）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①見込量	43人	41人	41人	39人
②確保の方策	35人	35人	47人	41人
③実績	11人	16人	12人	12人
過不足（③-②）	▲24人	▲19人	▲35人	▲29人

3号認定（0歳）については、十分な確保の方策によって計画期間中の待機児童は0となっています。しかし平成29年度以降は、利用者が減少し、やや過剰となっています。

（4）3号認定（1・2歳）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①見込量	119人	114人	110人	108人
②確保の方策	110人	110人	110人	110人
③実績	96人	78人	94人	102人
過不足（③-②）	▲14人	▲32人	▲16人	▲8人

3号認定（1・2歳）については、見込量に対して十分な確保の方策を整備することによって、計画期間中の待機児童は0となっています。

3 地域子ども・子育て支援事業の状況と評価

地域子ども・子育て支援事業の状況と評価については以下のとおりです。

（1）妊婦健康診査事業

(年間延べ件数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①量の見込み	1, 680 件	1, 680 件	1, 680 件	1, 680 件
②確保の方策	1, 680 件	1, 680 件	1, 680 件	1, 680 件
③実績	1, 122 件	1, 022 件	1, 102 件	1, 076 件
過不足 (③-②)	▲558 件	▲658 件	▲578 件	▲604 件

母子手帳を発行した人が対象となるため見込みが難しく、結果として確保の方策は十分確保できていますが、過剰となっています。

（2）乳児家庭全戸訪問事業

(年間延べ件数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①量の見込み	120 件	120 件	120 件	120 件
②確保の方策	120 件	120 件	120 件	120 件
③実績	109 件	100 件	85 件	77 件
過不足 (③-②)	▲11 件	▲20 件	▲35 件	▲43 件

0歳児の推計人口を基に量の見込みを行っていますが、0歳児人口の減少により実績は減少となっています。事業自体の目標としては実績に対する実施率 100%を目指しています。

（3）利用者支援事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保の方策	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
③実績	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
過不足 (③-②)	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

現在まで未実施となっています。

（4）一時預かり事業

ア 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）1号認定 (年間延べ人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	14,225人	13,455人	12,875人	12,248人
②確保の方策	14,225人	13,455人	12,875人	12,248人
③実績	3,936人	6,883人	10,131人	8,671人
過不足（③-②）	▲10,289人	▲6,572人	▲2,744人	▲3,577人

平成27年度の確保の方策は過剰となっていますが、その後実績が増加していますので、十分な確保ができます。

イ 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外） (年間延べ人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	2,032人	1,943人	1,881人	1,826人
②確保の方策	1,800人	1,800人	1,800人	1,800人
③実績	337人	228人	92人	205人
過不足（③-②）	▲1,463人	▲1,572人	▲1,708人	▲1,595人

確保の方策は過剰となっているため、本計画では検討が必要です。

（5）延長保育事業

(年間延べ人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	70人	67人	65人	62人
②確保の方策	120人	120人	120人	120人
③実績	127人	131人	123人	130人
過不足（③-②）	7人	11人	3人	10人

確保の方策に対して実績はわずかに上回りますが、おおむね確保できていると考えます。

(6) 病児・病後児保育事業

(年間延べ人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①量の見込み (病児保育事業含む)	725 人	691 人	667 人	642 人
②確保の方策	725 人	691 人	667 人	642 人
③実績	14 人	5 人	14 人	2 人
過不足 (③-②)	▲711 人	▲686 人	▲653 人	▲640 人

量の見込みは病児・病後児保育としての見込みとなっていましたが、病児保育については未実施となっているため、結果として数値上では過剰となっています。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①量の見込み	3 日	3 日	3 日	3 日
②確保の方策	0 日	3 日	3 日	3 日
③実績	0 日	0 日	2 日	0 日
過不足 (③-②)	0 日	▲3 日	▲1 日	▲3 日

過去の実績でも利用者は少なく、量の見込みは1人が3日利用するとして算出しており、確保の方策は十分な確保ができます。

(8) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
【低学年】 ①量の見込み	84 人	80 人	75 人	71 人
②実績	135 人	133 人	145 人	173 人
【高学年】 ③量の見込み	19 人	18 人	17 人	16 人
④実績	63 人	58 人	74 人	69 人
【全体】 ⑤量の見込み	103 人	98 人	92 人	87 人
⑥確保の方策	160 人	160 人	160 人	160 人
⑦実績	198 人	191 人	219 人	242 人
過不足 (⑦-⑥)	38 人	31 人	59 人	82 人

量の見込みに対して確保の方策を大幅に確保しましたが、実績ではそれを上回り不足となっていますので、本計画では検討が必要です。

（9）養育支援訪問事業

（年間延べ訪問回数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①量の見込み	50 回	50 回	50 回	50 回
②確保の方策	50 回	50 回	50 回	50 回
③実績	50 回	50 回	52 回	100 回
過不足 (③-②)	0 回	0 回	2 回	50 回

平成 25 年の訪問回数を量の見込みとしていましたが、従来、目標値の設定を行い取り組むには適切ではない事業のため、結果として数値上では不足となっています。

（10）地域子育て支援拠点事業

（年間延べ利用人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①量の見込み	5,352 人	5,136 人	4,980 人	4,860 人
②確保の方策	5,352 人	5,136 人	4,980 人	4,860 人
③実績	2,925 人	2,686 人	2,181 人	2,277 人
過不足 (③-②)	▲2,427 人	▲2,450 人	▲2,799 人	▲2,583 人

実績に対して確保の方策は過剰となっているため、本計画では検討が必要です。

4 関連事業の状況と評価

第1期計画で目標値が示された事業の状況と評価は以下のとおりです。

【地域における子育ての支援】

事業名	①第1期計画目標 (令和元年度)	②達成状況 (令和元年現在)	評価	備考
ブックスタート事業 (10か月児健診時に 絵本のプレゼント)	100%	受診者には 全員配布	A 達成している	
乳児健診等を利用し た絵本の読み聞かせ	月1回	月1回以上	A 達成している	
地域子育て支援拠点 事業の充実	1か所	1か所	B おおむね達成 しているが課 題がある	利用者増に 向け取組が 必要である
地域子育て支援 センターミニ運動会	年1回	年1回	A 達成している	
「子育て応援だよ り」の市報掲載	毎月1回	毎月1回	B おおむね達成 しているが課 題がある	内容の充実 が求められ る

【すべての子どもに最もふさわしい生活の場の確保】

事業名	①第1期計画目標 (令和元年度)	②達成状況 (令和元年現在)	評価	備考
病児・病後児保育 事業	1か所 (H26年10月1 日より病後児保育 1か所開設)	1か所	B おおむね達成 しているが課 題がある	病児保育ニ ーズへの対 応ができて いない
にこにこ保育支援 事業	継続 (第3子以降の3 歳未満の保育料輕 減)	3歳未満の戸籍上 第2子以降は全額 減免	A 達成している	
放課後児童クラブ 情報交換会	年2回	年2回	A 達成している	
放課後子供教室の 開催	小学校4か所	各学校で月に1～ 2回程度、水曜日 に実施	A 達成している	
児童館による交流の 場づくり	月1回	月3回	A 達成している	
とぎ俱楽部での 異年齢児交流	年6回	年6回	A 達成している	

【親子の健康の確保・増進】

事業名	①第1期計画目標 (令和元年度)	②達成状況 (令和元年現在)	評価	備考
妊娠中の妊婦の喫煙率	0 %	0 % (H30年度)	A 達成している	
妊娠中の妊婦の飲酒率	0 %	14.3% (H30年度)	A 達成している	
乳児健康診査	受診率 100%	・4か月児受診率：98.7% ・10か月受診率：97.6% (H30年度)	A 達成している	把握率 100%
1歳6か月児健診	受診率 100%	受診率：92.0%	A 達成している	把握率 100%
3歳6か月児健診	受診率 100%	受診率：99.0%	A 達成している	把握率 100%
5歳児健診	受診率 100%	受診率：95.3%	A 達成している	把握率 100%
3歳児のむし歯保有率	25.0%	23.2% (H30年度)	A 達成している	
仕上げ磨きをする親の割合 (1歳6か月児)	95.0%	96.3% (H30年度)	A 達成している	
朝食を欠食しない小中学生の割合	小学生：100% 中学生：100%	小学校（4年生以上） 男子 82.9% 女子 85.7% 中学生（全学年） 男子 72.8% 女子 72.3%	D 達成できていない	
ママのための魚料理教室	年2回	年1回	A 達成している	参加者が減少しているため年1回を目標とする。
親子料理教室	年7回	年5回 (児童数に応じて開催)	A 達成している	実施回数は減少しているものの、児童参加率に変化はない。
かかりつけ医を持つ親の割合	1歳6か月児： 100% 3歳6か月児： 100%	1歳6か月児： 98.7% 3歳6か月児： 94.7% (H30年度)	A 達成している	

【子どもの健やかな成長のための教育環境の整備】

事業名	①第1期計画目標 (令和元年度)	②達成状況 (令和元年現在)	評価	備考
市内学童水泳記録会の開催	年1回	夏季休業中に実施	A 達成している	
小規模特認校制度により自然環境を生かした学校	小・中各1校	小学校1校	A 達成している	市内部より1名通学(1年)

事業名	①第1期計画目標 (令和元年度)	②達成状況 (令和元年現在)	評価	備考
幼保小連絡会の開催	年3回	年5回	A 達成している	
「港まつり」、「ふるさと振興祭」などの本市の観光イベントの参加協力	8園実施	7園実施	A 達成している	
家庭教育学級の開催	年1回	未実施	D 取組が十分でない	
エンジョイつくみでの子ども向け教室の開催	4教室	4教室	A 達成している	
体験学習事業	小学校4校	年2回	A 達成している	
スポーツ少年団の育成	20団体	17団体	A 達成している	
学習クラブの開催	小学校4校 中学校2校	春季・夏季休暇中にそれぞれ3~4日程度実施	A 達成している	
社会教育委員会の開催	年2回	年2回	A 達成している	
津久見市教育相談員等連絡協議会	年3回	月1回	A 達成している	

【子育てを支援する生活環境の整備】

事業名	①第1期計画目標 (令和元年度)	②達成状況 (令和元年現在)	評価	備考
公園等の清掃 (トイレ等)	39か所 (週1~2回)	通年で38か所 (週1~2回 (つくみん公園))	A 達成している	1公園廃止
公園遊具の安全点検	年4回	年4回	A 達成している	
子どもエコクラブ美化活動	年2回	未実施	C 方法等に改善が見込める	(子どもエコクラブは国の制度であり)アダプトプログラムを通じた美化活動をしていくことで、環境活動を醸成している。
ダンボールコンポストによる生ごみ堆肥化事業	200基 (年間)	44基	C 方法等に改善が見込める	説明会等を通じて取組を推進する。

【子ども等の安全の確保】

事業名	①第1期計画目標 (令和元年度)	②達成状況 (令和元年現在)	評価	備考
新入学児童交通安全運動	年1回	年1回	A 達成している	
新中学生に対する自転車用ヘルメットの配布	年1回	年1回	A 達成している	
交通安全街頭キャンペーンの実施	年4回	年3回 (1回は雨天のため中止)	A 達成している	
自主防犯パトロール隊の育成	14団体	10団体	B おおむね達成しているが課題がある	少子高齢化が進む中新たな団体の結成は難しい面もあるが、安心安全に向け継続しりて取組む。
防犯協会の見守り活動	月1回	月1回	A 達成している	
青少年健全育成会議の開催	年2回	年1回	A 達成している	

【要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進】

事業名	①第1期計画目標 (令和元年度)	②達成状況 (令和元年現在)	評価	備考
要保護児童対策地域協議会の開催	年13回	年14回	A 達成している	
母子自立支援員の配置	1人	1人	A 達成している	
幼稚教室	年12回	年12回	A 達成している	
巡回相談	年4回	年4回	A 達成している	
5歳児精密健診、フォロー相談会	精密健診年2回 フォロー相談会年2回	精密健診年2回	A 達成している	
保育園・幼稚園・認定こども園への巡回訪問	年2回	年2回	A 達成している	
就学支援委員会の開催	年3回	年3回	A 達成している	

5 計画策定に伴うニーズ調査の結果概要

（1）調査の目的

令和元年度末までを計画期間とする「第1期計画」を改定し、令和2年度から5年間を計画期間とする本計画の策定にあたり、同計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の量の見込みを推計するため、また、津久見市の子育て支援施策の充実を図るため、津久見市民の教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望等を把握するために実施しました。

（2）調査時期

平成31年1月23日～2月15日に実施

（3）調査対象者

津久見市在住の就学前児童（0～6歳）
及び小学3年生までの子どものいる保護者全員

（4）調査方法

就学前児童・・・在園児は園経由により配布・回収
在宅児は郵送により配布・回収
小 学 生 ・・・学校経由により配布・回収

（5）配布・回収状況

【単位：件・%】

就学前児童	配布件数	回収件数	無効回答数	有効回答数	回収率	有効回答率
	420	260	1	259	61.9%	61.7%
小学生	配布件数	回収件数	無効回答数	有効回答数	回収率	有効回答率
	314	221	1	220	70.4%	70.1%
合計	配布件数	回収件数	無効回答数	有効回答数	回収率	有効回答率
	734	481	2	479	65.5%	65.3%

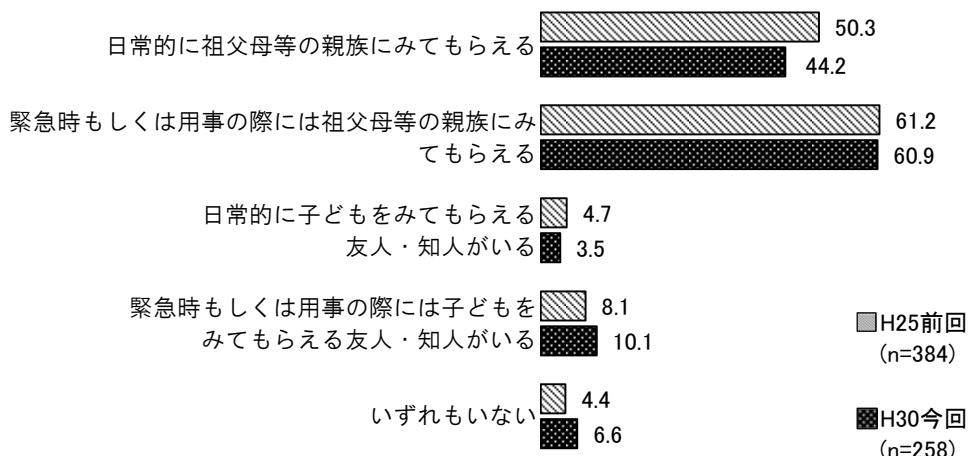
（6）調査結果（就学前児童）の概要

① 子どもを預けられる環境について

設問 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。（複数回答）

子どもを日頃みてもらえる親族・知人等の有無について、平成30年調査結果では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が60.9%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が44.2%となっています。

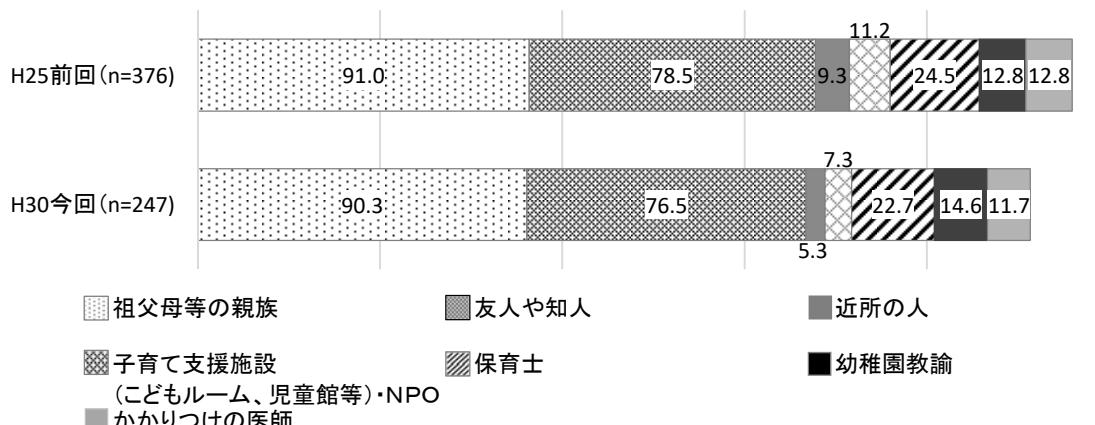
平成25年調査結果と比較すると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が減少しています。



設問 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。（複数回答）

相談先について、平成30年調査結果では「祖父母等の親族」とする割合が90.3%で最も高く、次いで「友人や知人」が76.5%となっています。

平成25年調査結果と比較すると、「近所の人」、「子育て支援施設（こどもルーム、児童館等）・NPO」が3%以上減少していますが、それ以外は大きな変化はみられません。

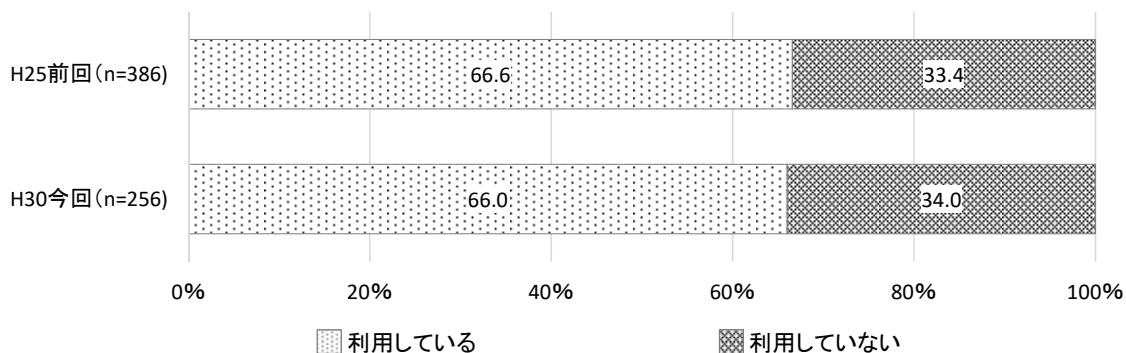


※回答者1%以下の選択肢は表示していません。

② 定期的な教育・保育の利用状況と利用意向について

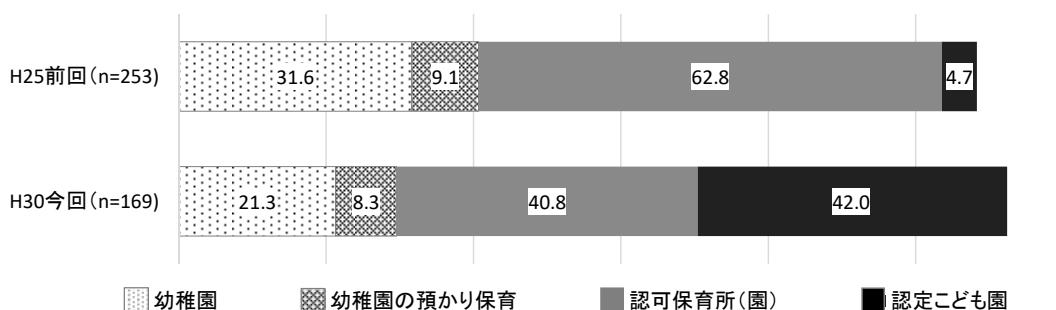
設問 宛名のお子さんは現在、保育所（園）や幼稚園、認定こども園などの「日中の定期的な教育・保育サービス」を利用されていますか。

定期的な教育・保育サービスの利用状況について、平成 30 年調査結果では利用している人が 66.0% となっており、6 割以上の方が定期的な教育・保育サービスを利用しています。平成 25 年調査結果と比較すると、大きな変化はみられません。



設問 宛名のお子さんは、平日の日中どのような教育・保育サービスを利用してありますか。（複数回答）

現在利用しているサービスについて、平成 30 年調査結果では「認定こども園」の割合が 42.0% で最も高く、次いで「認可保育所（園）」の割合が 40.8% となっています。平成 25 年調査結果と比較すると、「認定こども園」の割合が大きく増加しています。



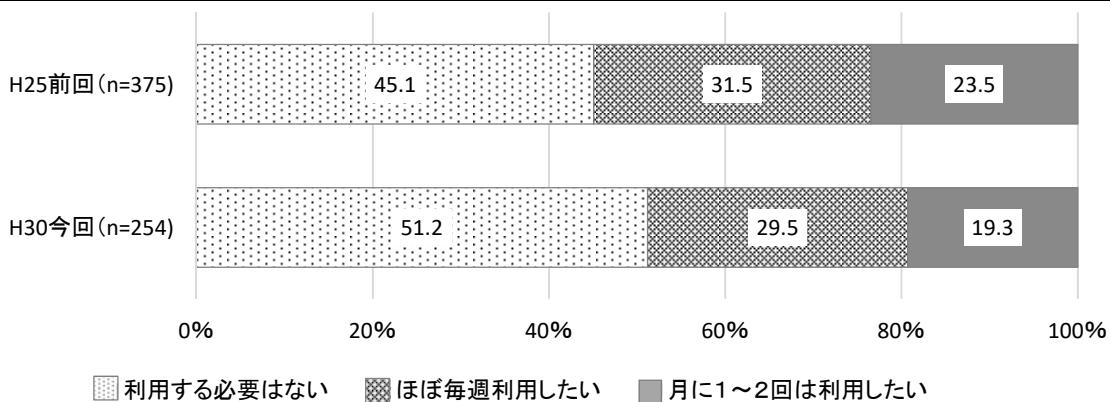
③ 土・日・祝日及び長期の休業期間中の教育・保育サービスの利用について

設問 土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育サービスの利用希望はありますか。

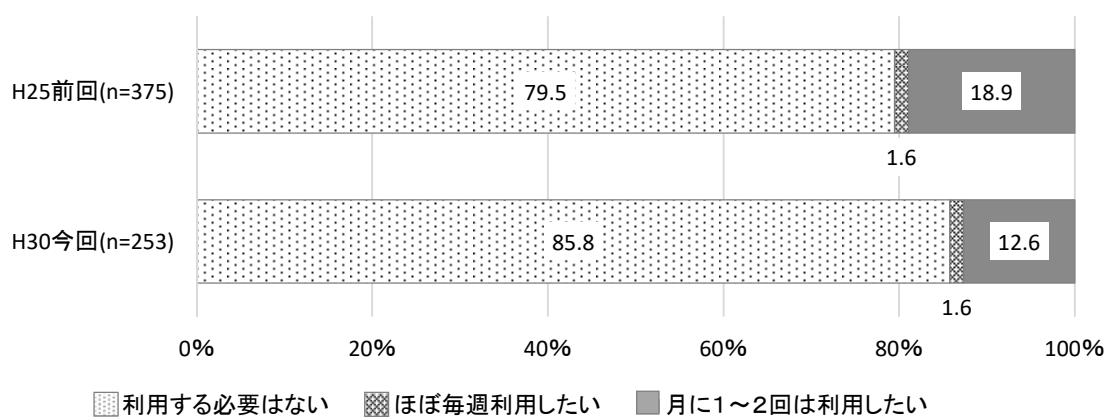
土曜の定期的な教育・保育サービスの利用意向について、平成 30 年調査結果では「利用する必要はない」の割合が、平成 25 年調査結果より約 6 ポイント増加の 51.2% となっています。「ほぼ毎週利用したい」の割合も 2 ポイント減少しており、利用意向が減衰している状況がうかがえます。

日曜・祝日の定期的な教育・保育サービスの利用意向について、平成 30 年調査結果では「利用する必要はない」の割合が、平成 25 年調査結果より約 6 ポイント増加の 85.8% となっています。

土曜日



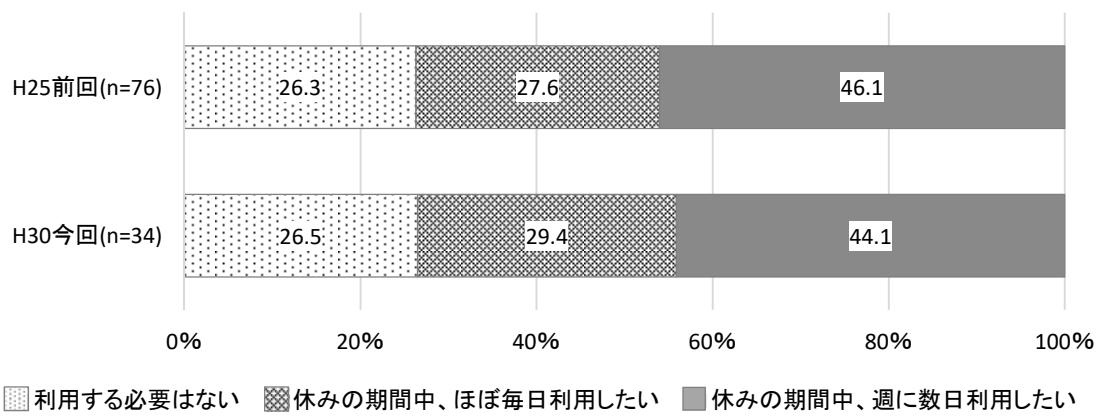
日曜日・祝日



設問 夏休み・冬休みなど長期の休業期間中の教育・保育サービスの利用希望はありますか。

夏休み・冬休みなど長期の休業期間中の教育・保育サービスの利用意向について、平成30年調査結果では「休みの期間中、週に数日利用したい」とする割合が44.1%で最も高く、次いで「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が29.4%となっています。

平成25年調査結果と比較すると、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」の割合がやや増加しています。



④ 保護者の就労状況について

設問 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をおたずねします。

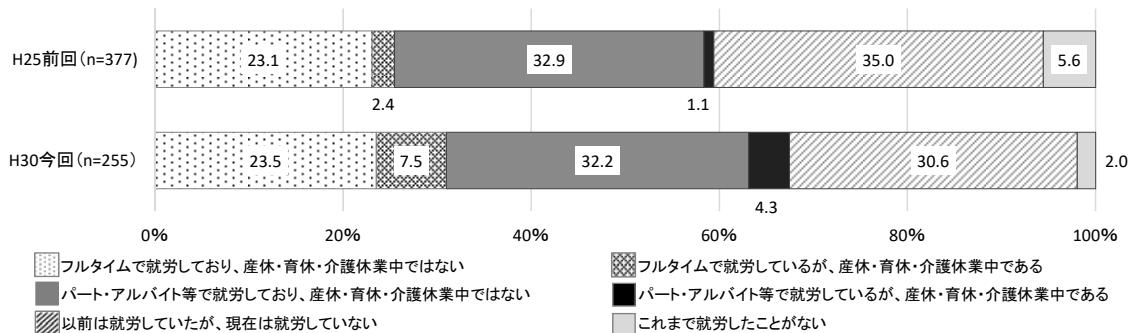
母親の就労状況について、平成 30 年調査結果では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」とする割合が 32.2% で最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が 30.6% となっています。

平成 25 年調査結果と比較すると、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」の割合が増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合は減少しています。

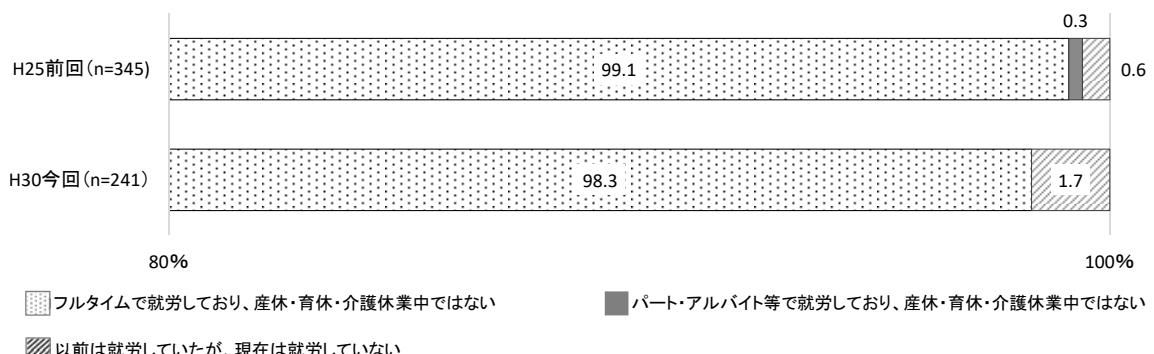
父親の就労状況について、平成 30 年調査結果では「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」とする割合が 98.3% で最も高くなっています。

平成 25 年調査結果と比較すると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が増加しています。

母親の就労状況



父親の就労状況



※回答者 0 % の選択肢は表示していません。

⑤ 育児休業など職場の両立支援制度について

設問 宛名のお子さんが生まれたとき、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。（母親についてのみ記載）

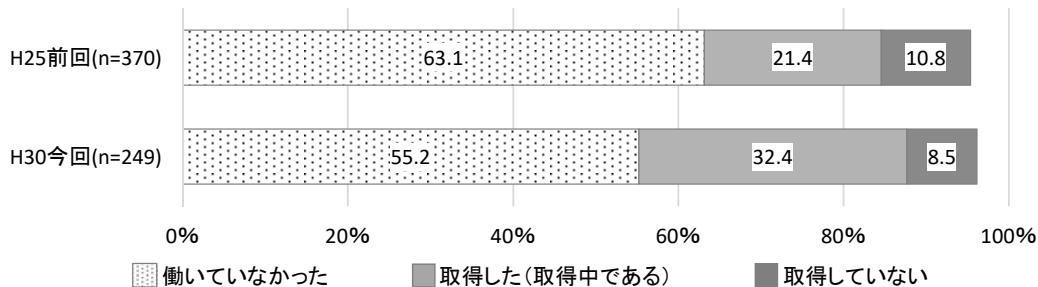
母親の育児休業の取得について、平成 30 年調査結果では「働いていなかった」の割合が 55.2% で最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が 32.4% となっています。

平成 25 年調査結果と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。

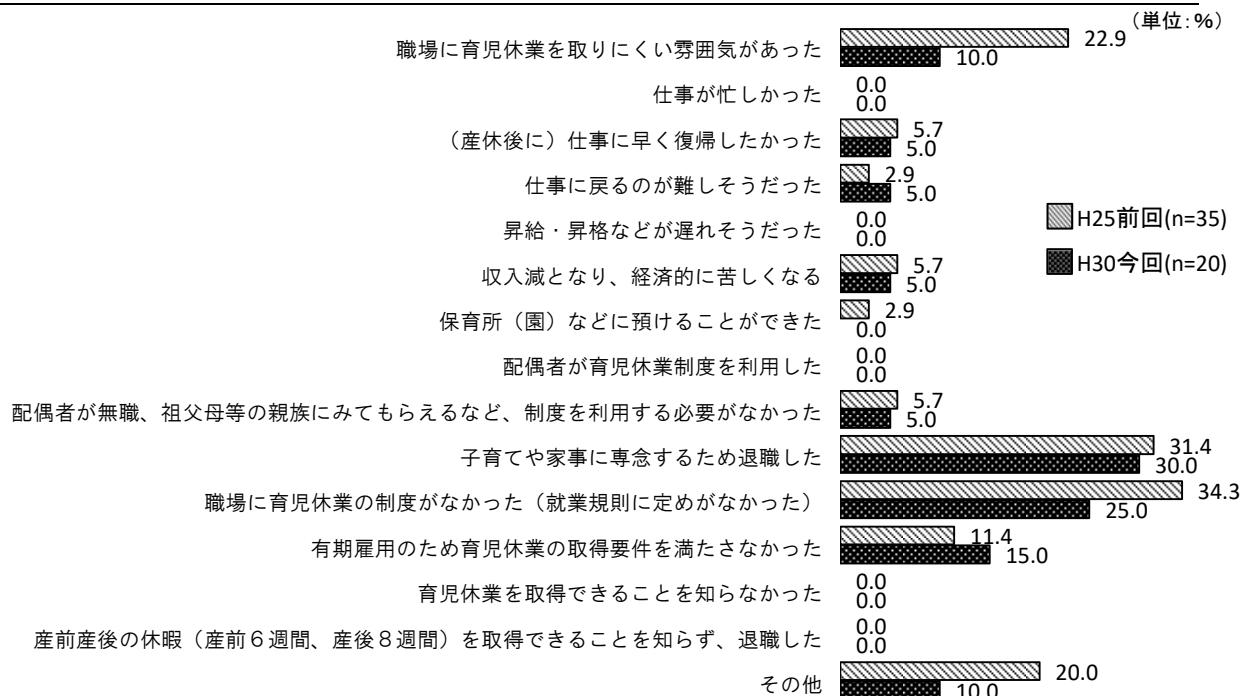
母親の育児休業を取得していない理由について、平成 30 年調査結果では「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が 30.0% で最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が 25.0% となっています。

平成 25 年調査結果と比較すると、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が増加しています。

育児休業の取得状況 — 母親



取得していない理由 — 母親

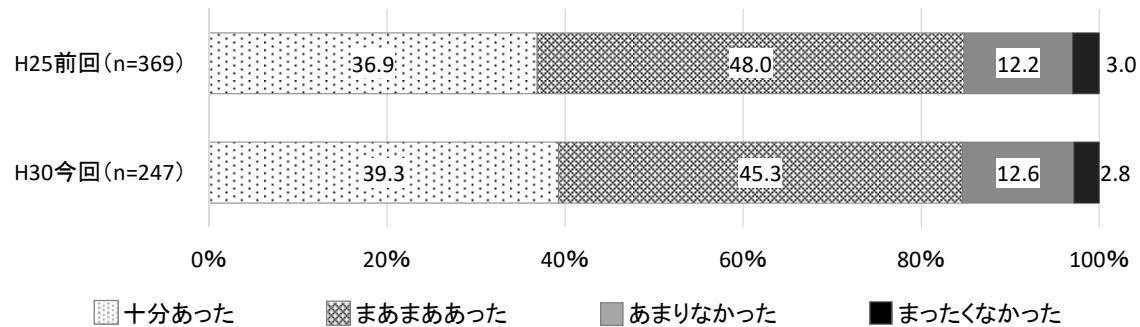


⑥ 子育て満足度（子育てのしやすさ）について

設問 宛名のお子さんの妊娠期から出産までの期間の満足感・充実感はいかがでしたか。

妊娠期から出産までの期間の満足感・充実感について、平成 30 年調査結果では「まあまああった」とする割合が 45.3% で最も高く、次いで「十分あった」が 39.3% となっています。

平成 25 年調査結果と比較すると、大きな変化はみられません。



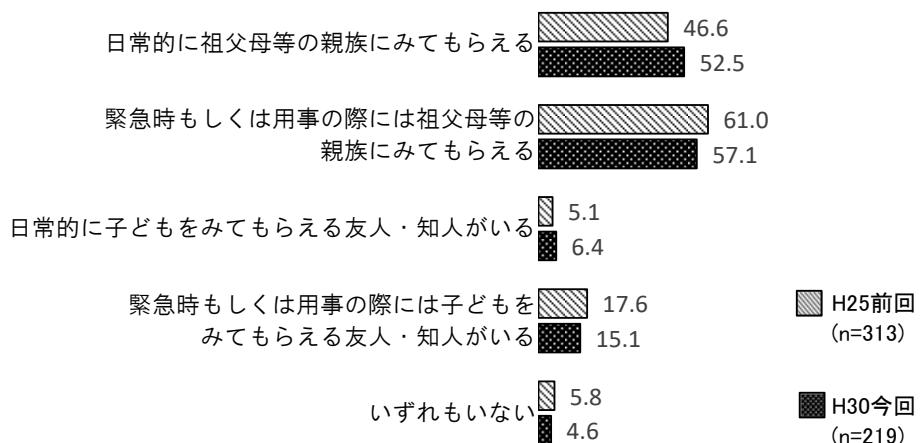
（7）調査結果（小学生）の概要

① 子どもを預けられる環境について

設問 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。（複数回答）

子どもを日頃みてもらえる親族・知人等の有無について、平成30年調査結果では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が57.1%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が52.5%となっています。

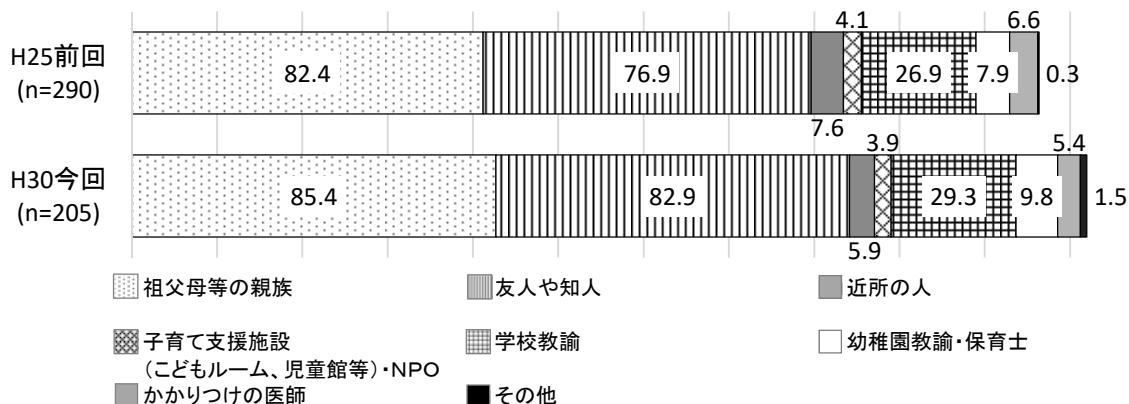
平成25年調査結果と比較すると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合がやや増加し、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」はやや減少しています。



設問 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。（複数回答）

気軽に相談できる先について、平成30年調査結果では「祖父母等の親族」の割合が85.4%で最も高く、次いで「友人や知人」が82.9%となっています。

平成25年調査結果と比較すると、「祖父母等の親族」、「友人や知人」、「学校教諭」、「幼稚園教諭・保育士」の割合がやや増加しています。



※回答者1%以下の選択肢は表示していません。

② 保護者の就労状況について

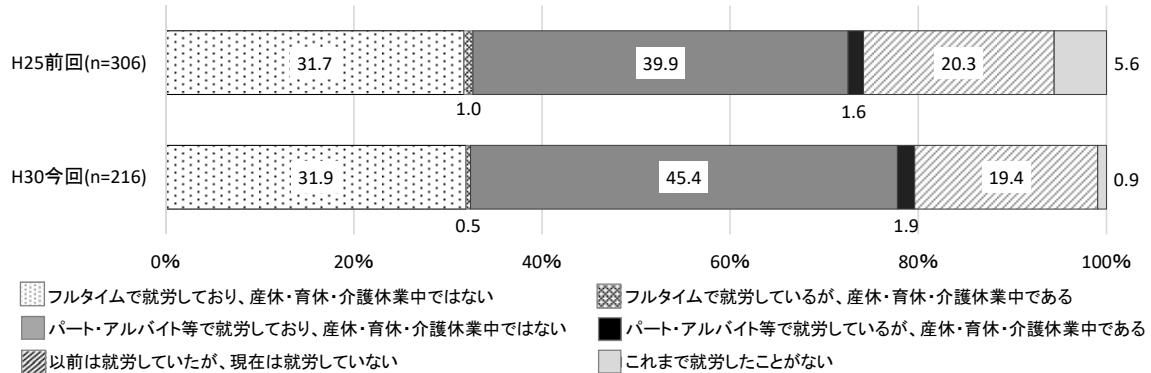
設問 保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をおたずねします。

母親の就労状況について、平成 30 年調査結果では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」とする割合が 45.4% で最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 31.9% となっています。

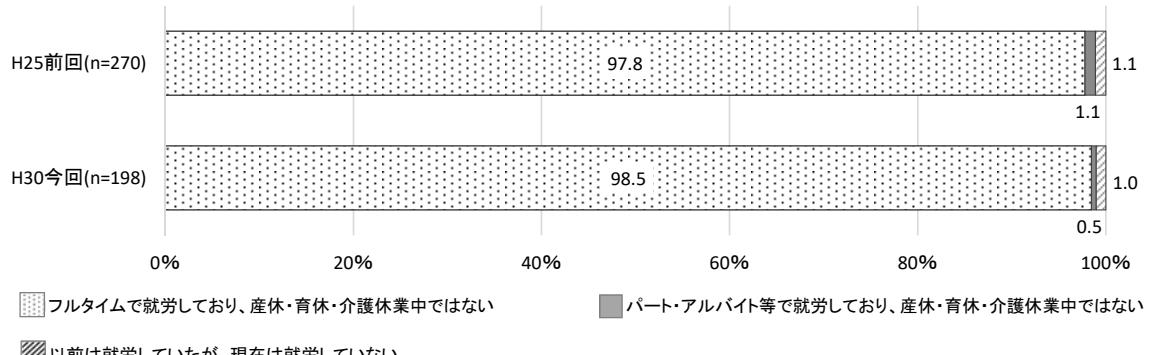
平成 25 年調査結果と比較すると、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加し、「これまで就労したことがない」の割合は減少しています。

父親の就労状況について、平成 30 年調査結果では「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」とする割合が 98.5% で最も高くなっています。

母親の就労状況



父親の就労状況

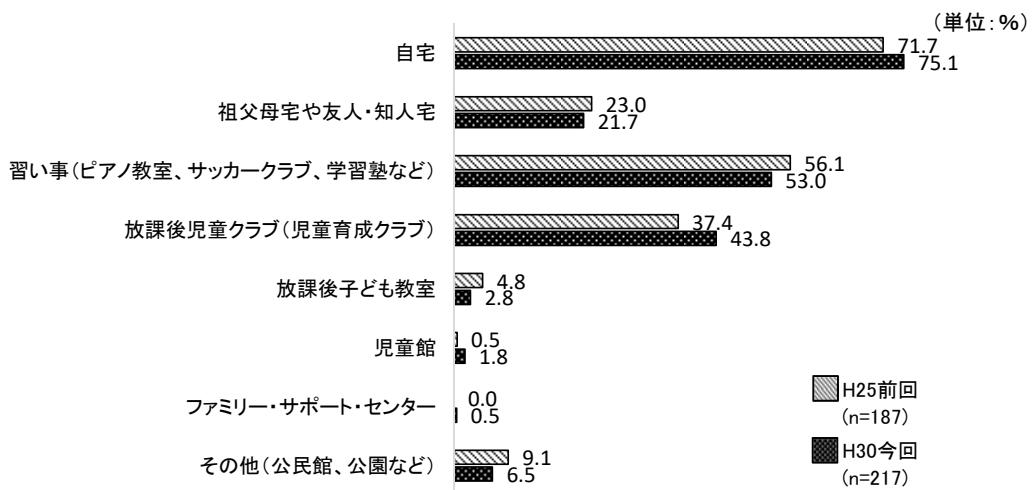


※回答者 0 % の選択肢は表示していません。

③ 就学後の放課後の過ごし方について

設問 放課後（平日の小学校下校後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思しますか。（複数回答）

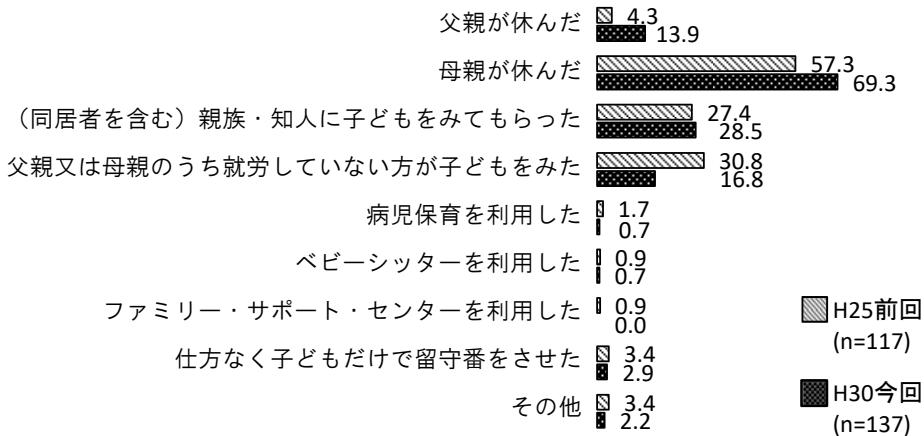
放課後の過ごし方について、平成 30 年調査結果では「自宅」の割合が 75.1%で最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 53.0%となっています。平成 25 年調査結果と比較すると、「放課後児童クラブ（児童育成クラブ）」の割合が増加しています。



④ 病気やケガで通学できなかった場合の対応について

設問 この 1 年間に、宛名のお子さんが病気やケガで通学できなかったことはありますか。⇒あった場合の対応

病気やケガで通学できなかった場合の対応について、平成 30 年調査結果では「母親が休んだ」の割合が 69.3%で最も高く、次いで「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が 28.5%となっています。平成 25 年調査結果と比較すると、「父親が休んだ」、「母親が休んだ」、「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」の割合がやや増加しています。

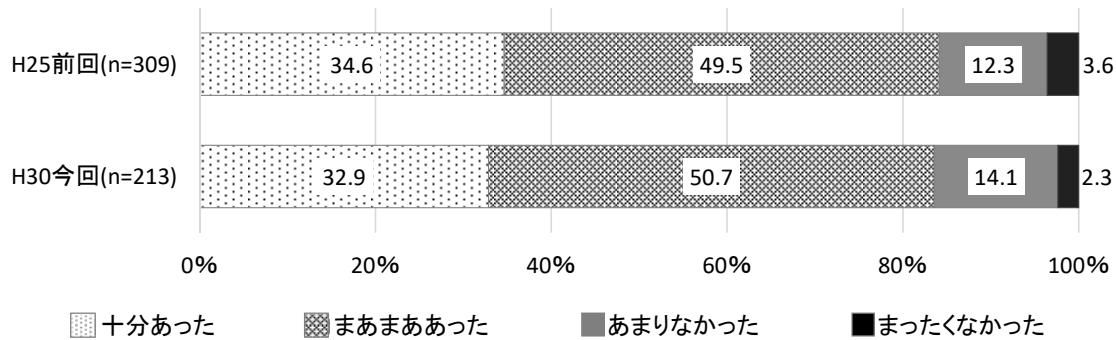


⑤ 子育て満足度（子育てのしやすさ）について

設問 宛名のお子さんの妊娠期から出産までの期間の満足感・充実感はいかがでしたか。

妊娠期から出産までの期間の満足感・充実感について、平成 30 年調査結果では「まあまああった」の割合が 50.7% で最も高く、次いで「十分あった」の割合が 32.9% となっています。

平成 25 年調査結果と比較すると、大きな変化はみられません。



（8）事業者ヒアリング調査の結果概要

本計画の策定のため、教育・保育の施設及び子育て支援事業の運営主体・団体を対象に、現在の運営状況や今後の意向などについて把握するため、本調査を実施しました。

調査概要は以下のとおりです。

▼保育園・幼稚園・認定こども園

実施対象/名称
○明光保育園 ○白梅保育園 ○白蓮幼稚園・白蓮保育園 ○しらうめ幼稚園 ○向洋保育園 ○和順幼稚園 ○カトリック津久見幼稚園

主な設問

▼問1．貴施設での、今後2020～2024年度の5年間における利用定員規模の意向について教えてください。

【回答のまとめ】

利用定員規模に関しては維持が最も多く、減らす予定が1か所となっています。

▼問2．貴施設での、人材の確保状況について教えてください。

【回答のまとめ】

「人材確保はできていない」、もしくは「今のところ人材確保はできているが、将来的には不安である」と回答した施設は5か所となっており、人材の確保が重要な問題であることが推察できます。また、課題や工夫している点をお聞きしており、それに対しては職場環境の改善や人材育成、情報発信と工夫を凝らしてはいる様子がうかがえますが、その確保の手段にも限界を感じられます。

再雇用の話にも触れていますが、「同じ市内で働きたくないという声を聞く」ということもあります、その要因の分析と対応が必要であると考えられます。また、若い世代に対する保育士、幼稚園教諭という仕事への理解や認識の改善を図り、将来的な人材の育成も重要と考えます。

▼問3．貴施設で下記事業について、今後2020～2024年度の5年間における意向について教えてください。

【回答のまとめ】

各事業で「取り組みたい、取り組む予定」と回答した施設は以下のとおりとなります
が、子育て短期支援事業については0か所となっており、理由として「養育が困難である家庭に対して、適切な対応がとれるかどうかの不安」があげられています。

〔回答〕

○地域子育て支援拠点事業

「取り組みたい、取り組む予定」と回答した施設は2か所となっています。

○子育て短期支援事業

「取り組みたい、取り組む予定」と回答した施設は0か所となっています。

○一時預かり事業（一般型）

「取り組みたい、取り組む予定」と回答した施設は2か所となっています。

○時間外保育（延長保育）

「取り組みたい、取り組む予定」と回答した施設は3か所となっています。

○時間外保育（休日保育）

「取り組みたい、取り組む予定」と回答した施設は1か所となっています。

▼問4．問2でおうかがいした「人材確保」以外で、貴施設で日頃、課題だと感じていることがありましたら、教えてください。

【回答のまとめ】

運営やハード面の不安についての回答もあり、また、防災についての回答もあります。

〔回答 一部抜粋〕

○一般企業に比べ給与が安い（責任と対比して）、休憩が取れない。

○南海トラフ地震等の災害に際し、子どもたちを安全な場所まで避難させるのが困難ではないかと不安を感じる。

○園児数の減少に歯止めがかからず、今後の園運営に大きな不安があります。

○来年度は年長児26名が卒園となり、今年度3名程度と同等の入園者数だと仮定すると、全園児23名となってしまいます。原因が少子化と考えると、今後園児が増えるとは考えにくく、不安です。

○園舎建築後17年を経過し、改修が必要な箇所がある。エアコン、外壁、屋根防水、大型遊具など改修を実施してきたが、今後も必要と思われる。

○市からの補助等いただくことができれば、運営の安定につながるのでお願いしたい。

▼問5．子育てサービスの現状や子育て経験などから、どのような支援策の充実を行政に望まれますか。あるいは、津久見市の子育て支援に希望することや、子育ての課題に関連して困っていることがありましたら、教えてください。

【回答のまとめ】

情報発信、子どもの集える場、負担軽減、支援の必要な親と多岐にわたる課題があがっています。

〔回答 一部抜粋〕

○市、県外から人が移住してくるような施策と、対象に向けての発信。

○乳幼児を含め、子どもたちが夏に水遊びが自由にできる場所。

○給食費や延長保育、他市では市町村が保護者の負担軽減を実施している。津久見市でもぜひ取り組んでいただきたい。保護者負担分を徴収後還付する方式をとらずに、はじめから徴収しない方法をお願いしたい。

○子育てに困難が生じている場合、その親に問題がある場合があり、その親が社会から孤立しないよう支援する工夫が必要だと思います。

▼放課後児童クラブ・地域子育て支援センター・団体

実施対象/事業所（団体）等名称

- 病後児保育室ひまわり ○津久見市地域子育て支援センター「じゃん・けん・ぽん」
- 津小なかよし児童クラブ ○青江小ひまわり児童クラブ、千怒小わんぱく児童クラブ
- 堅徳小キラキラ児童クラブ

主な設問

▼問1．津久見市の子どもたちの現状や取り巻く状況をみて、日頃感じていることや、思うことはどのようなことですか。そのうち、現状と課題だと思うことについて、教えてください。

【回答のまとめ】

課題には、頼れる人のいない人への支援、学習や空間的なスペースの確保があげられていることから、いわゆる「三間」（時間・空間・仲間）が重要ではないかと考えられ、今後はこれらに着目し対応を検討していくことが必要であると考えます。

〔回答 一部抜粋〕

- 子どもが減少してきたことを実感できる状況。
- 身内や祖父母等の協力を得やすい。しかし、得られない人の支援が必要。
- 困りを抱えている子どもの多くが適切な対応が必要。
- 年々利用者が増加の傾向、室内での密集度も高くなっている。空間的なスペースや学習に取り組める環境といったものにも考慮が必要。
- 取り巻く状況（人や環境）の影響を受けながら成長していくが、自主性が伴っていない。

▼問2．「1.」でお答えいただいた『課題だと思うこと』について、貴事業所（団体）等での対応や改善を図るために、何か取り組まれていることがあれば教えてください。

【回答のまとめ】

子どもと保護者に正面から向き合い、様々な工夫が見受けられます。しかし、一定の人材が必要な対応もみられるため、人材確保の支援が必要ではないかと推察されます。また、情報共有といった視点ではやり方や対応等のケース会議、連絡会等といった仕組みづくりもあれば充実させられると考えます。

〔回答 一部抜粋〕

- 医療機関との相談。○相談や機会の増加など、足を運びやすい環境づくり。
- 社会性の学習を重視し、子どもの視点で接する。
- 子どもとのコミュニケーションを重視し、安全面への配慮をする。
- 定期的な情報共有により認識の共有化を図る。

▼問3. 「2.」でお答えいただいた『取り組まれていること』を行ううえで、問題となることがあるなどがあれば、教えてください。

【回答のまとめ】

回答にある周知や広報であれば、やり方の工夫等で補える部分はあろうかと考えますが、制度等の枠の中で工夫しながら進めていくことになります。それでも全てが実施できるものでもなく、一つひとつ問題をクリアしながら進めていく必要があります。

〔回答 一部抜粋〕

○病児保育の必要性と医療機関との連携。小児科の非常勤。○周知や広報。

○加配について。○制限が多くなり、やりにくい部分が多くなった。

○利用人数の増加による支援員の配置不足。

▼問4. この5年間で、利用者もしくは親が抱えている悩みや不安で、増えたこと、減ったこと、新たな問題など、気付いたことはありますか。

【回答のまとめ】

距離感、上手なしつけや叱り方なども含めた子どもの育て方の悩みは保護者の大きな悩みの一つになりますが、食育などの既存の事業を活用して生活習慣を身に付けていくことも考えられます。

〔回答 一部抜粋〕

○病児保育の必要性。○距離感、上手なしつけや叱り方。○専門職の配置。

○保護者に合わせた開所条件。

▼問5. 子育てサービスの現状や子育て経験などから、どのような支援策の充実を行政に望されますか。あるいは、津久見市の子育て支援に希望することや、子育ての課題に関連して困っていることがありましたら、教えてください。

【回答のまとめ】

望む支援策、困りごととして、小児科の医師や加配・支援員等といった人材支援があがっています。特に小児科の医師に関しては、全ての子どもに関わることであるため、安心感という面でも重要であると考えます。また、近年、子どもの貧困が問題になる中、孤立した保護者の支援、本当に必要な子どもや保護者への支援といった対策が望まれ、結果、子どもの将来につながる支援になるため、今後津久見市の子ども・子育てを考えていくうえで重要な視点ではないかと考えます。

〔回答 一部抜粋〕

○小児医療に不安があり、医療機関との情報交換が必要。

○不定期な一時預かりを望む声を実感。孤立した保護者の支援が必要。

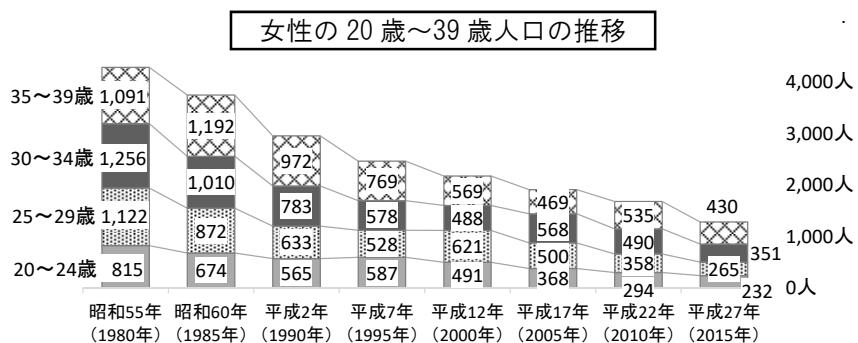
○加配や支援員等の人材支援が必要。○本当に必要な子どもや保護者への支援。

○現状の支援策で十分であるが、将来的な目的が不明。○イベントへの移動手段。

6 子ども・子育てを取り巻く主な課題

(1) 子どもの健やかな成長への支援

津久見市の総人口の減少に伴い、年少人口（0～14歳）も減少し、平成24年には2,000人を割り、令和元年（平成31年4月1日現在）では1,544人となっています。また、20歳から39歳の女性人口も減少しており、今後も子どもの数は減少し、事業所の定員の縮小を余儀なくされることも考えられます。そのため、就学前児童人口の推移を注視しながら一定の量的確保を進めるとともに、一人ひとりの成長に応じた発達の保障や妊娠・出産から学齢期までの子どもの健やかな成長につなげるための施策の充実に努め、就学前児童数の減少に対応したかたちでの施策展開を図る必要があります。



資料：国勢調査

(2) すべての子どもの健やかな育ちが保障される支援体制の充実

本市の実績では、就学前児童（3歳～5歳）の就園状況は94%となっており、家庭などにいる子どもの割合はわずかとなっています。今後は教育・保育の無償化や就業率の増加に伴い、家庭などにいる子どもの就園率の上昇もわずかに予想されますが、ひとり親家庭の子どもや発達上の支援が必要な子どもの現状などからみても、未就園の子どもや特別な支援が必要な子ども・子育て世帯への支援の必要性は今後も高まっていくものと考えられます。

これらの課題への対応については、地域、関係機関等と連携し、それぞれの特性を生かしながら子育てしやすい環境の整備に努めることが重要になります。

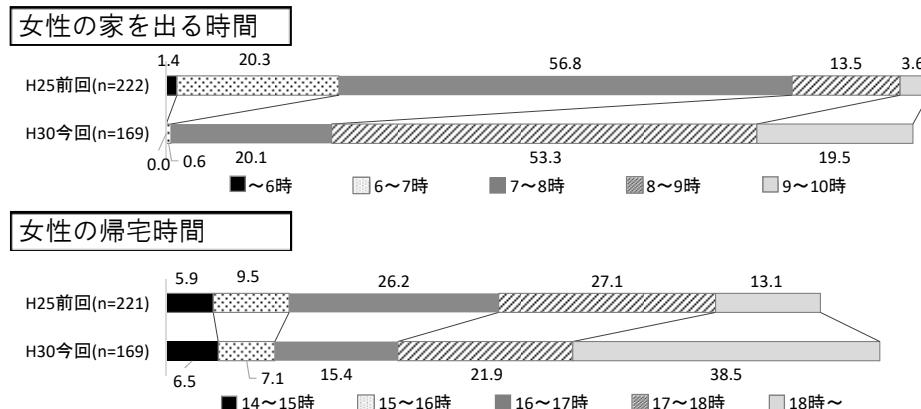
今後、ひとり親家庭への支援や児童虐待、発達上の支援が必要な子どもや家庭への支援など、特別な支援が必要な子どもへの支援はもちろんのこと、全ての子どもの健やかな育ちが保障される支援体制の整備に努める必要があります。

(3) 多様なニーズに対応する教育・保育環境の整備

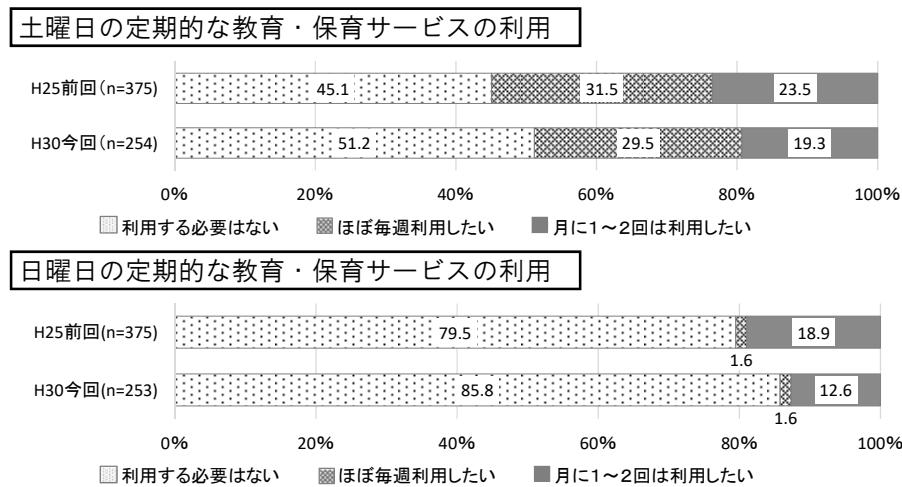
本市では一般世帯数、核家族世帯数はともに減少傾向ですが、女性の就業率は年々上昇しており、子育て世代においても就労する女性が増え続けた結果、共働き世帯は増加しています。

少子化による就学前児童の減少が傾向としてみられるものの、核家族化と共働き世帯の増加、また、実態調査の結果にみる「家を出る時間」や「帰宅時間」の就労状況、さらに、「土曜・日曜」の定期的な教育・保育サービスの利用意向の変化からも、多様な保育ニーズが潜在していることが考えられます。

今後も本市における共働き世帯の増加が考えられる中、教育・保育環境の充実やワーク・ライフ・バランスの推進など、安心して生み、育てることができる環境づくりが重要な課題となっています。



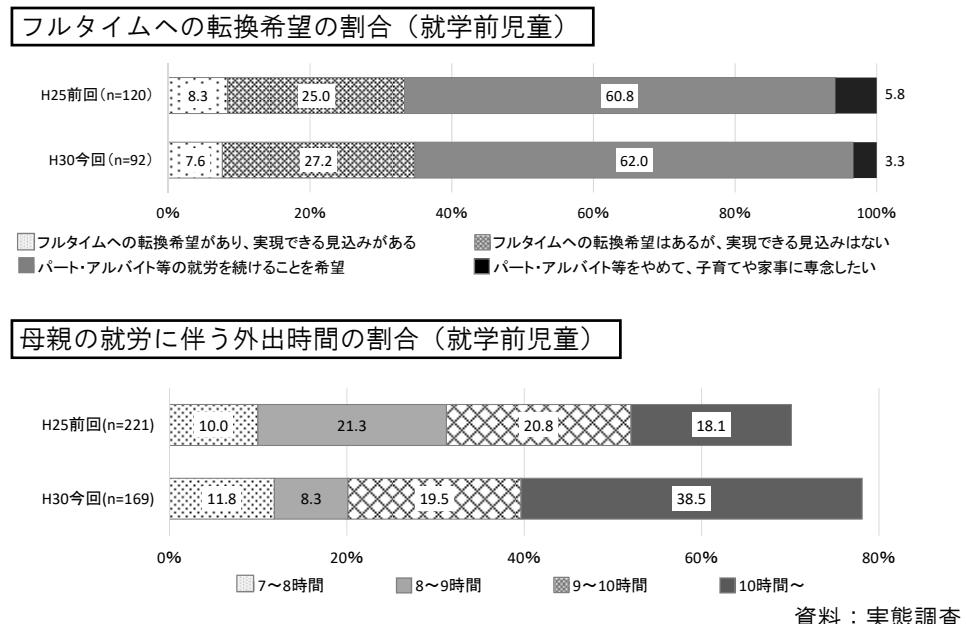
資料：実態調査



資料：実態調査

（4）親と子どもの接する時間の短さ

現在パートタイム就労している母親の34.8%は、今後フルタイム就労を希望しています。また、母親の就労に伴う外出時間では、前回の実態調査では9時間以上が38.9%だったのに対して、今回の実態調査では58.0%と大幅に増加していることから、親の就労時間が長く、特に、平日に子どもと接する時間が短いことなどがうかがえ、延長保育などの増加も考えられます。



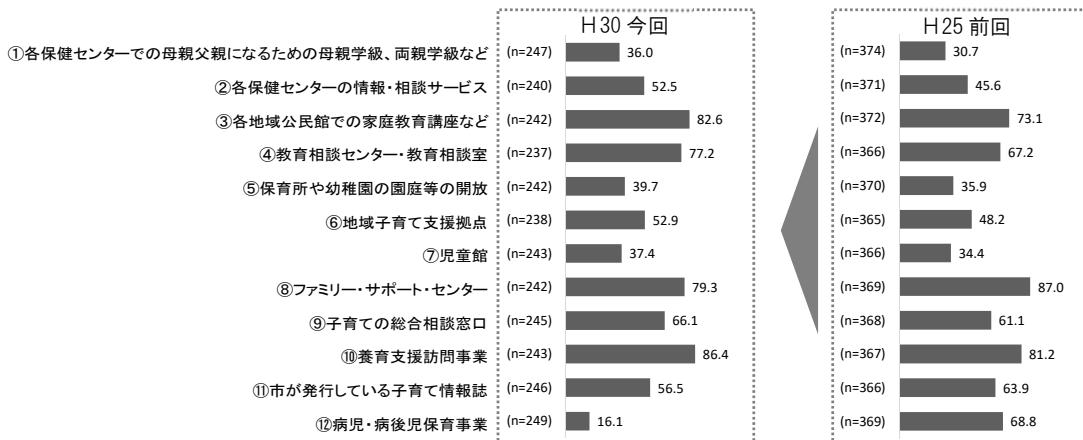
資料：実態調査

（5）情報発信力の強化

実態調査や事業所へのヒアリングでは情報発信、子どもの集える場、負担軽減、支援の必要な親と多岐にわたる課題があがっています。実際に実態調査では事業別認知度をお聞きしていますが、多くの事業で前回調査からの変化がみられない状況です。

そのため、まず情報発信等の充実を図り、情報の共有がよりしやすい体制づくりを目指すことが重要と考えます。

事業別認知度 「いいえ」（知らない）と回答した人の割合



資料：実態調査

（6）人材の確保

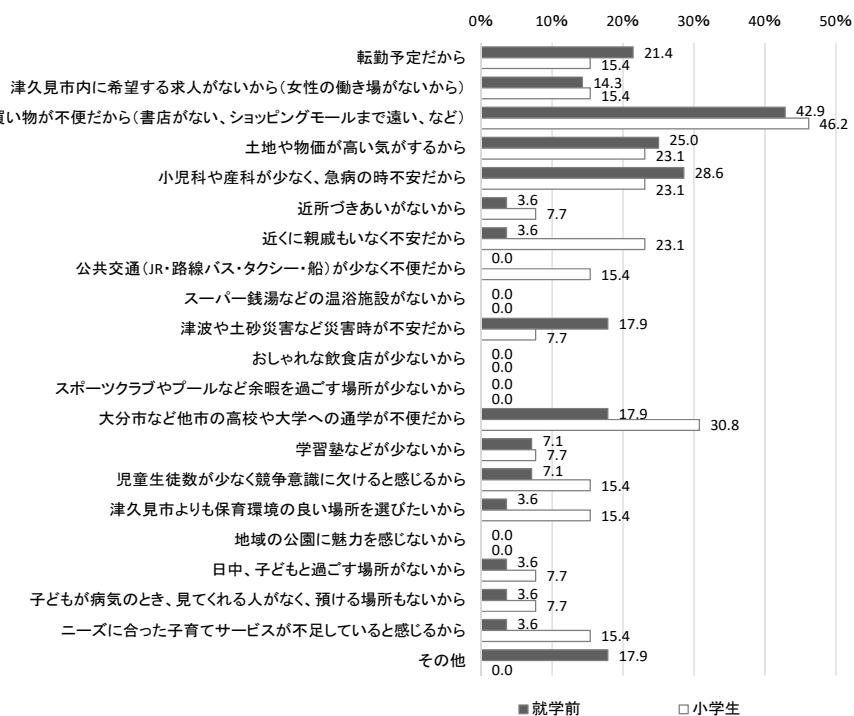
事業所へのヒアリングの回答では、職場環境の改善、人材育成や情報発信と工夫を凝らしている様子がうかがえますが、人材確保の手段にも限界を感じられます。再雇用等の対応も考えられますが、若い世代に対する保育士、幼稚園教諭という仕事への理解や認識の改善を図り、将来的な人材の育成も重要です。

（7）住み続けたいまちとしての条件

実態調査では「津久見市に住み続けたいですか。」という質問をしており、転出を考えている人にはその理由もお聞きしています。就学前児童、小学生別の結果をみると、それぞれに共通の理由や階層別の理由があることがわかります。割合の高いキーワードとして「買い物等に関する商業施設の少なさ」、「物価の高さ」、「医療に関すること」となっており、階層別として就学前児童では「防災面」、小学生では「孤立感」、「利便性」、「進学等の教育環境」となっています。

また、それぞれの自由意見でも同様のキーワードが多いことから、現在の津久見市に必要なものがみえてきます。

転出を検討している理由をお聞かせください。（複数回答）



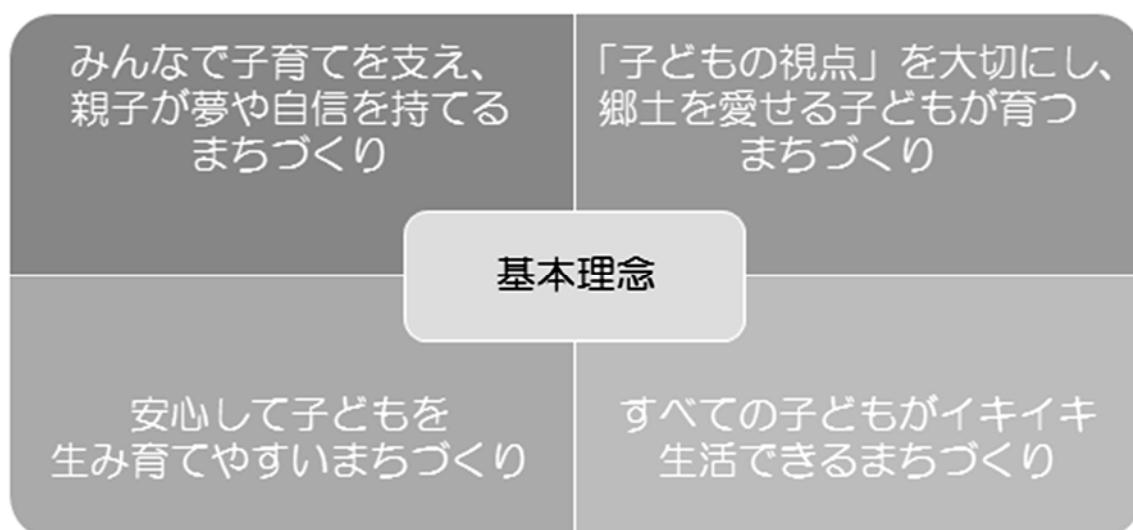
資料：実態調査

第3章 計画の基本的な考え方

1 津久見市のめざす姿

第1期計画では、津久見市として目指す姿を「かがやけ未来へ みんなで育てる つくみっ子」を掲げ、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するための取組を推進してきました。本計画でも目指す姿及び基本理念は、事業の一貫性という意味からも、第1期計画を踏襲します。

2 基本理念



【基本理念】

■ みんなで子育てを支え、親子が夢や自信を持てるまちづくり

子ども一人ひとりが大切な津久見市民であるという認識のもとに、子どもや親の身近な生活の場である地域全体で、子どもを温かく見守り、育てていくことができるよう、家族、地域、行政、関係機関及び関係団体が互いに協力し、地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを進めながら、親子が将来への夢や自信を持つまちづくりに努めます。

■ 安心して子どもを生み育てやすいまちづくり

安心して妊娠、出産ができ、子どもを育てることのできる環境の実現は、子育ての不安や、精神的負担、経済的負担を軽減するとともに、子育て家庭が孤立しない仕組みや環境が必要です。そのため、心身ともにゆとりを持って子育てができるように、妊娠、出産から子どもの病気への対応まで、医療や相談機能の充実を図りながら、安心して子どもを生み育てやすいまちづくりに努めます。

「子どもの視点」を大切にし、郷土を愛せる子どもが育つまちづくり

全ての子どもの生命と人権が尊重され、幸せに育つことが保証されるよう、子どもの視点に立ち、健全育成のための取組を進めるとともに、津久見市の人・自然・食・文化などの地域資源とふれあいながら、郷土を愛する子どもが育つまちづくりに努めます。

すべての子どもがイキイキ生活できるまちづくり

子どもが、いつも笑顔で暮らし、すくすくと成長するように、学校をはじめ、家庭や地域などの教育環境の整備を図るとともに、児童館や公民館、学校の空き教室といった公共施設などの利活用による子どもの居場所づくりを進め、全ての子どもがイキイキとした表情で生活できるまちづくりに努めます。

関係法令における基本理念

【次世代育成支援対策推進法】

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるよう配慮して行わなければならない。

【子ども・子育て支援法】

1. 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
2. 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
3. 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。
4. 子ども・子育ての支援の内容及び水準は、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 施策体系

【めざす姿（キャッチフレーズ）】

「かがやけ未来へ みんなで育てる つくみつ子」

【基本理念】

¶ みんなで子育てを支え、親子が夢や自信を持てるまちづくり

¶ 安心して子どもを生み育てやすいまちづくり

¶ 「子どもの視点」を大切にし、郷土を愛せる子どもが育つまちづくり

¶ すべての子どもがイキイキ生活できるまちづくり

基本目標	施策目標
1 すべての子どもに最もふさわしい生活の場の確保	1 保育サービスの充実 2 就学児童の居場所づくり
2 親子の健康の確保・増進	1 妊娠期からの切れ目ない支援 2 母子の健康の確保 3 「食育」の推進 4 思春期保健対策の充実 5 小児保健医療の充実
3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	1 次代の親づくりと若い世代への支援 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 3 乳幼児教育の充実 4 家庭や地域の教育力の向上
4 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	1 児童虐待防止対策の充実 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進 3 障がい児施策の充実 4 悩みや困りごとを抱えた子どもや家庭への支援
5 仕事と子育ての両立の推進	1 「仕事と子育ての両立」の推進についての普及啓発 2 男性・祖父母の育児参加の推進 3 女性の就労促進
6 地域における子育ての支援	1 市民による子育て支援の充実 2 子育て支援に関する行政サービスの充実 3 子育て中の親が交流等できる場づくり 4 情報の発信・公開等の取組
7 子育てを支援する生活環境の整備	1 安全な道路環境の整備 2 安心して遊び生活することができる環境の整備 3 環境美化の推進
8 子ども等の安全の確保	1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

第4章 基本目標ごとの施策の展開

基本目標1 すべての子どもに最もふさわしい生活の場の確保

施策目標1 保育サービスの充実

1. 多様な保育ニーズへの対応

本市においてこれまで要望が高かった病児・病後児保育については、平成26年10月に「病後児保育施設」を開所しましたが、利用者は減少傾向にあります。

今度、子どもや保護者の病児・病後児保育のニーズにどう応えていくか、関係機関と協議を続けていきながらさらなる充実を図るとともに、就労形態や勤務時間の多様化、生活スタイルの変化等の現状を踏まえ、延長保育事業や預かり保育など、子育てと仕事の両立の推進に向けた保育サービスの充実を継続していきます。

「にこにこ保育支援事業」については、平成28年9月から戸籍上の第2子は半額免除する制度を拡充していますが、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に合わせ、戸籍上の第2子以降の子どもについては全額免除とする減免制度を拡充しています。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
病児・病後児保育事業	1か所	多様な就労形態に応えることができる。	
にこにこ保育支援事業	3歳未満の戸籍上第2子以降は全額減免	経済的負担軽減につながる。	
延長保育事業 ^(注1)	1か所 (現状の体制を維持・継続)	就労形態や勤務時間の多様化に応えることができる。	社会福祉課
一時預かり事業 ^(注2)	1か所 (現状の体制を維持・継続)		
預かり事業 ^(注3)	5か所 (現状の体制を維持・継続)		

(注1) 保護者の就労状況等により、保育園等で通常の保育時間を延長して行う保育です。

(注2) 認定こども園、幼稚園において教育時間の前後などに希望する者を対象として預かる保育です。

(注3) 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、保育園等(主として昼間)で一時的に預かる保育です。

2. 保育サービスの質の向上

保育士・幼稚園教諭等が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう情報交換をすることにより、知見と人間性を深め、教育・保育の知識や、保育内容の充実を図ることができます。また、適切な教育・保育が提供されるよう専門機関等との連携を強化するとともに、支援を担当する職員の資質の向上を推進する活動を支援します。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
子育てカフェ	年2回	教育・保育の資質の向上につながる。	社会福祉課 その他※

※その他：保育園・認定こども園・幼稚園・こども発達支援事業所さくら

全国的に保育ニーズが多様化する中で、保育サービスのより一層の質の向上と幼保小連携の推進として、小学校との連携や職員の交流、情報共有を行うとともに、障がい児等の特別な支援が必要な子どもへの配慮に努め、小学校教育との円滑な接続に取り組みます。

また、保育園や認定こども園等を選択するための目安となる保育サービスの情報提供に努めます。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
保育士・幼稚園教諭の研修を実施	—	保育の質の維持・向上につながる。	保育園 幼稚園 認定こども園
保育園・幼稚園等における情報提供	—	保育内容の充実・保育の質の向上につながる。	保育園 幼稚園 認定こども園

■ 施策目標2 就学児童の居場所づくり

1. 放課後児童クラブのさらなる充実と利用者間のネットワークづくり (新・放課後子ども総合プランの推進)

国においては、共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を目標とした「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月策定)を推進しています。

市町村においても全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を計画的に整備することが求められています。

○放課後児童クラブについては、引き続き内容の充実を図り、利用しやすい環境づくりに努めています。また、放課後児童クラブ情報交換会等を実施することにより、指導者の資質の向上を図ります。

○地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象とした講座等を行う、放課後子供教室を引き続き実施します。

- 放課後児童クラブが、放課後子供教室の実施予定などの情報を定期的に受け取り、参加の促進が図られる体制を目指します。
- 教育委員会と社会福祉課が、放課後子供教室及び放課後児童クラブとして活用可能な小学校の教室等の情報共有を図ります。
- 放課後に空き教室を活用し、児童に対して補充学習の機会を提供することにより、児童一人ひとりの学習意欲を高め、基礎学力の定着と向上を目指します。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
放課後児童クラブ 情報交換会	年2回	クラブ同士の情報提供や情報共有により支援員の資質向上が図られる。	社会福祉課
放課後子供教室の開催	各学校で 月に1～2回程度	子どもたち一人ひとりの学習意欲の高揚、基礎学力の定着・向上。	生涯学習課

2. 魅力ある児童館の展開

児童の健全な居場所づくりの促進及び子どもたちの安全に配慮し、自主的な活動を援助しながら、豊かな体験と遊びを通して、運動能力・知的能力・情緒・社会性の発達を援助します。また、異年齢児交流の中で自主的・組織的活動を援助し、社会性や豊かな人間性を育て、健全な育成を推進する場としての児童館事業を推進します。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
児童館による交流の場づくり	通年	異年齢児交流や豊かな体験と遊びを通して、社会性や豊かな人間性を養うことができる。	
児童館でのお花教室	毎月1回		
児童館での空手教室	毎月1回		

3. 子どもたちが活動できる場の創出と活用

季節ならではの行事を通して、高齢者とのふれあいの機会を設け、世代間交流を促進したり、放課後、週末、長期休業日等に地域における社会資源を活用した、子どもたちの活動の場を今後も提供します。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
とぎ俱楽部での世代間交流	年4回	希薄になりつつある地域との交流を持つことで、ふれあいを通じた心の交流ができる。	子育て支援センター
保育園・幼稚園・認定こども園の園庭の開放	通年	保育園等に通っていない親子に、遊びの場の提供ができたり、園児との交流が持てる。	保育園 幼稚園 認定こども園

基本目標2 親子の健康の確保・増進

施策目標1 妊娠期からの切れ目ない支援

1. 安全・安心な出産のための支援

妊婦が安心して出産できるように、母子健康手帳交付時に個別に指導を実施し、早産・低出生体重児の予防等のためにアンケートを基に状況を把握し保健指導を行っています。

○妊婦が安心して出産までの期間を過ごし、妊娠・出産について満足ができるよう、母子健康手帳交付時に保健師による個別相談・保健指導を行います。また、支援の必要な妊婦を把握し、早期に支援が行えるよう努めます。

○妊娠期の母子の健康を守り、安全に出産をするために、妊婦健康診査受診を勧めます。

○早産・低出生体重児の予防のため、妊娠中の喫煙・飲酒の危険性の啓発や、妊娠期の歯科健診を推進します。また、低出生体重児は、妊娠前の母親のやせや肥満等が要因の一つと考えられているため、妊娠前のBMIを把握し、母子健康手帳交付時に保健指導を行います。

○出産のための知識の普及等では個別妊婦相談をお知らせし、利用してもらいます。

○マタニティマークの周知を図り、妊婦にやさしい環境づくりに取り組みます。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
母子健康手帳交付時 いきいき妊婦健康相談	交付者全員	安心して妊娠、出産にのぞめる。	健康推進課
妊娠中の妊婦の喫煙率	喫煙率0%	早産、低出生体重児の予防	健康推進課
妊娠中の妊婦の飲酒率	飲酒率0%	早産、低出生体重児の予防	健康推進課

2. 育児不安軽減のための支援

○妊産婦訪問、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に「乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）」を行い、母子の心身の健康状態の把握及び母子保健事業や子育て支援事業の情報提供を行います。

○産婦人科、小児科の連携による育児等保健指導事業（ペリネイタルビジット）の推進を図り、妊産婦の育児不安の軽減を図ります。

○育児不安の強い妊産婦及び母親に対し、臨床心理士によるこころの健康相談を実施します。

3. 妊産婦・乳幼児を支援するネットワークの強化

日頃から産婦人科、小児科、助産師会等と相互に情報共有を行い、適切な支援につなげていきます。また、臼津地域で行う母子保健連絡会、産科・小児科と母子保健支援者連絡会、ヘルシースタートおおいた等を通じ、保健、医療、福祉などの関係機関と連携し、妊産婦の支援に向けたネットワークの強化を図ります。さらに、要保護児童対策地域協議会とも連携していきます。

施策目標2 母子の健康の確保

1. 乳幼児期からの健康づくり

- 乳幼児健診では、月齢に応じた乳幼児の健康状態の確認とともに、保護者が専門的な相談ができるよう体制の整備を図ります。また、発達段階に応じた食事・運動・心の発育、事故防止等の学習の場としても活用していきます。健診未受診者については受診勧奨の通知、電話、訪問等を行い、受診率向上に努め、未受診者の状況把握も行います。
- 乳幼児健診にて、歯科健診及び、歯科衛生士による集団・個別歯科指導を実施し、口腔衛生への意識を高め、歯の健康づくりに向けた取組を推進します。また、1歳6か月児健診でのフッ素塗布の実施、塗布券の配布や、保育園・幼稚園・認定こども園におけるフッ化物洗口等、フッ化物の利用を勧めます。なお、小・中学校については、平成27年度からフッ化物洗口を実施しています。
- 小・中学校等と連携して、子どもの頃からの適切な食習慣や生活習慣を理解し、身に付けられるよう、生活習慣病予防教室を実施します。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
乳児健康診査	受診率 100%	発育発達の確認、疾病の早期発見を行い、適切な医療機関・療育機関につなげられる。育児不安の軽減。	健康推進課 社会福祉課 医師会 歯科医師会 大分県歯科衛生士会
1歳6か月児健診	受診率 100%	発育発達の確認、疾病の早期発見を行い、適切な医療機関・療育機関につなげられる。	
3歳6か月児健診	受診率 100%	発育発達の確認、疾病の早期発見を行い、適切な医療機関・療育機関につなげられる。	
5歳児健診	受診率 100%	発育発達の確認、疾病の早期発見を行い、適切な医療機関・療育機関につなげられる。	
3歳児のむし歯保有率	0%	むし歯の減少	健康推進課
仕上げ磨きをする親の割合	98%	むし歯の減少	

2. 子育て中の親の健康づくり

「自分の健康は自分で守る」という意識を親が持もてるよう、母子保健事業を通して健康づくりを進めていきます。赤ちゃん訪問では、妊娠中からの健康状態を把握し、必要時、血圧測定や尿検査を実施します。乳幼児健診では、健診を受ける機会のない方に、若年者健診やがん検診の受診勧奨を行います。さらに、子育て中の親が健診を受けやすい体制を整えます。

|| 施策目標3 「食育」の推進

1. 食に関する学習機会・情報提供の充実

- 母子健康手帳交付時にアンケート結果を基に、安全に出産できるよう個別指導を行います。
- 乳幼児期には、乳幼児健診や子育て支援センターにおいて、管理栄養士による保護者に向けての個別相談や試食等学習の機会を充実させます。また、朝食の大切さや、バランスの良い食事について情報提供し、正しい食習慣の定着を図ります。
- 家庭における食育の推進のため、親子でつくって一緒に食べる楽しさを実感できる場として親子料理教室の実施及び充実に努めます。
- 市報やホームページ、パンフレットにおいて、食に関する情報を発信し、市民一人ひとりが食に関心が持てるよう情報提供に努めます。
- ヘルスマイト等の関係団体と協力し、津久見の農林水産物を使って、郷土料理の紹介などを取り入れながら、津久見に伝わる食文化に関する学習の機会を提供し、食事の大切さや楽しさを学ぶとともに、豊かな心の形成と地域における食育の推進を図ります。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
朝食を欠食しない小中学生の割合	小学生 85% 中学生 80%	朝食の摂取は望ましい生活習慣と豊かな心の形成につながるので、そのための実態把握と改善策の検討に生かす。	学校教育課
ママのための魚料理教室	年1回	若い世代の母親の魚にふれる機会を増やし、家庭での魚食を促進。	健康推進課
親子料理教室	年5回	親子で調理することで、食への興味を深めるとともに、親子間の交流を図る。	健康推進課 農林水産課

|| 施策目標4 思春期保健対策の充実

1. 思春期保健に関する学習機会の充実

- 小学生を対象に、人のつながりや、自分という存在の大切さに気付くことができるよう、命の尊さについて学習の機会を設けます。
- 中学生を対象に、喫煙・薬物乱用防止教室を実施します。さらに、保健所や関係課と連携を図り、保護者に対しての普及啓発を計画していきます。
- 中学生を対象に、思春期特有の心の問題に向き合い、自己肯定感を高められるような学習の機会を設けます。

|| 施策目標5 小児保健医療の充実

1. 病気や事故防止に関する普及啓発の充実

- 出生届に来られた保護者に対し、子どもの病気対策法をまとめた冊子を配布し、休日や夜間の急病に対処できるよう知識の普及を図ります。また、受診の判断に迷ったときの救急電話相談として、「大分県こども救急電話相談」を周知します。

- 子どもの病気や発達に対する内容を市報やホームページに掲載し周知を図ります。
- 事故の手当に関する学習の場を提供し、知識・技術の向上を目指します。また、乳幼児健診の場を通じて、誤飲・転落・転倒等の子どもの事故予防の啓発を行います。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
応急手当救命講習の実施	年に数回程度は、実施したい。	各校で開催される救急法講習会で、緊急対応や応急処置の在り方を学び、実践につなげができる。	学校教育課

2. 予防接種率の向上

予防接種で妨げる病気から子どもを守れるよう、接種率の向上を図ります。出生届に来られた保護者に対し予防接種ファイルを配布し、赤ちゃん訪問にて接種スケジュールや受診方法等の説明を行います。

乳幼児健診では、接種状況に応じた接種勧奨を行い、予防接種未受診者については、個別通知とともに、電話や訪問による接種勧奨を実施します。

- 任意予防接種費用の助成を行い保護者の経済的負担の軽減を図ると同時に、病気のり患予防とり患した際の重篤化防止を図ります。

3. かかりつけ医の普及啓発

家庭訪問や乳幼児健診等の機会に、かかりつけ医を確認し、いない場合はその必要性を説明します。また、ペリネイタルビギット事業を実施し、早期から小児科医による育児に関する保健指導を受ける機会を提供することにより、かかりつけ医の確保を図るように努めます。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
かかりつけ医を持つ親の割合	100%	安心して子育てができ、緊急時の搬送先や学校内での具体的な処置・対応について確認できる。	学校教育課

4. 小児医療に対する経済的支援の充実

乳幼児・児童の健やかな成長・傷病の早期発見・早期治療を促進するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費や未熟児養育医療の助成を引き続き実施します。

5. 不妊に対する負担の軽減

不妊治療を受けている夫婦に治療費等の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。また、不妊に関する相談センターの紹介を行います。

基本目標3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

Ⅰ 施策目標1 次代の親づくりと若い世代への支援

1. 次代の親づくりに向けた取組の推進

親自身が子どもの人生最初の教師となることを自覚し、子どもの発達段階に応じた関わり方の学びを通じて、親になるための意識改革に向けた取組を推進します。

2. 児童生徒の社会性・人間性の育成に向けた取組

児童生徒の豊かな社会性・人間性を育んでいくために、ボランティア活動を中心とした様々な体験ができる場の提供に努めます。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
ボランティア協力校活動の推進	8校	ボランティア活動を通じ、児童生徒の豊かな社会性・人間性の形成が図れる。	社会福祉協議会
夏のボランティア体験月間	夏休みに実施	ボランティア活動を通じ、児童生徒の豊かな社会性・人間性の形成が図れる。	社会福祉協議会

Ⅱ 施策目標2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

1. 確かな学力の向上と豊かな心の育成

子どもたちが確かな学力、豊かな心と健やかな体を育成することができる社会を実現するとともに、信頼される学校づくりを進めます。子どもが社会の変化の中で、主体的に生きていくためには、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力、判断力、表現力等の育成が重要であることから、学力の実態把握に努め、子どもの学習意欲を高める指導方法の工夫や改善、きめ細かな個に応じた指導の充実等により、学力向上を目指していきます。

また、豊かな心を育むための道徳教育や読書活動の推進を図るとともに、津久見市の豊かな自然環境での体験学習や市内の事業所等と連携した職場体験学習など、多様な体験活動を推進する取組を展開します。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
学力調査の実施	全小・中学校	個々のつまずきを把握し、授業中の個別支援や補充学習につなげることができる。	学校教育課
ゲストティーチャーの活用（指導）	全小・中学校	地域との協働体制づくりの土台となる重要なつながりである。	
職場体験学習の推進	全中学校	地元の事業所の協力を得たキャリア教育・職業体験を通して、個々の職業観・勤労観を新たにする。	

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
自然体験学習の実施	全小・中学校	ふるさと教育を中心に地域の自然や文化、産業を再認識できる。	学校教育課

2. 健やかな体の育成

子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、スポーツ環境の充実を図ります。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
市内学童水泳記録会の開催	夏季休業中に実施	市内小学校5・6年生が一堂に会し、泳力を競うことと相互の泳ぎを応援することで、泳力の向上と今後の練習への意欲化を図ることができる。	学校教育課

3. 開かれた学校づくり・特色ある学校づくりの推進

学校公開などにより、開かれた学校づくりを推進し、家庭、地域との信頼関係に基づく教育活動に取り組むとともに、子ども、学校、地域の実態を十分把握し、学校の創意工夫を生かした特色ある学校づくりに努めていきます。

また、子どもが安心して教育を受けることができるよう、家庭や地域、関係機関との連携・協働により危機管理に関する取組を継続的に実施します。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
学校運営協議会の開催	全小・中学校	学校・家庭・地域の3者が協働して学校運営全般について協議することができる。	学校教育課
小規模特認校制度により自然環境を生かした学校	小学校1校	児童・保護者の願いを大切にした教育の場を提供できる。	
危険管理マニュアルの見直し及び緊急時における対応研修、訓練の実施	全小・中学校	地震・風水害・火事・不審者等様々な事案に対して、安全かつ冷静な対応を学ぶことができる。	
校内LANを活用した情報教育の展開	全小・中学校	プログラミング教育に対応した次世代型のICT教育を実践できる。	学校教育課 管理課
オープンスクール(学校公開)の実施	全小・中学校	開かれた学校づくりと学校運営について保護者・地域の声を吸収できる。	学校教育課
学校評価の実施	全小・中学校	学校の教育活動の振り返りと課題解決に向けた取組の具体を認識できる。	

施策目標3 乳幼児教育の充実

1. 乳幼児教育ネットワークの強化

全ての教育・保育施設を対象とした職員同士の連携や研修を進め、乳幼児教育の推進を図るとともに、子どもたちが夢や希望を持って小学校に進学できるよう、保育園・幼稚園・認定こども園・小学校で構成運営されている連絡会の強化に努めます。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
幼保小連絡会の開催	年5回	小学校での授業参観や保育園等での授業参観、さらには、園児や児童の園や学校での生活の状況を共有することで、日常的な連携体制が構築できる。	学校教育課 社会福祉課 保育園 幼稚園 認定こども園

2. 地域イベントとのふれあい

地域のイベントは、子どもと地域資源（人・自然・食・歴史など）がふれあえる絶好の機会となります。各イベントへの参加協力を呼びかけるとともに、子どもたちが参加する機会を増やすよう努め、郷土を愛せる子どもの育成につなげます。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
「港まつり」、「ふるさと振興祭」などの本市の観光イベントの参加協力	7園実施	子どもたちに豊かな心を養い、ふるさとへの愛着を持たせる。	保育園 幼稚園 認定こども園

3. 乳幼児教育環境の充実

生涯にわたる人格形成の基礎となる乳幼児期の教育の重要性を踏まえ、乳幼児期の豊かな育ちを保障し、より質の高い乳幼児教育の提供に努めます。家庭と地域社会、保育園・幼稚園・認定こども園等がそれぞれの教育的役割を担い、総合的に乳幼児期の教育を充実することにより、子どもたちの成長支援を図ります。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
幼稚園等の子育て支援事業	通年	入園前に集団生活に伴う不安を解消することができる。	幼稚園 認定こども園
私立幼稚園協会	—	研修等を通じて、乳幼児教育についての理解を深める。	保育園
津久見保育協議会	—	各園の取組等を知ることができる。	保育園 幼稚園 認定こども園
保育園・幼稚園・認定こども園における情報提供	—	障がい児保育を実施することで、子どもの育ちの促進と家族への支援が図られるとともに、関係機関のさらなる連携強化につながる。	保育園 認定こども園
障がい児保育事業	通年		保育園 認定こども園
障がい児の受入れ	通年		保育園 幼稚園 認定こども園

施策目標4 家庭や地域の教育力の向上

1. 多様な体験活動の提供

体験活動の機会を提供することで、子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し行動する力や問題を解決し他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるために健康や体力を備えるために「生涯学び挑戦する力」を育みます。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
エンジョイつくみでの子ども向け教室の開催	—	総合型地域スポーツクラブのジュニア部門としての発展を図る等新たな展開が期待できる。	生涯学習課
体験学習事業	4教室	体験を通して子どもたちに学びの機会を提供するとともに、自主性・協調性・社会性を養う。	
スポーツ少年団の育成	年1回	スポーツを通じて青少年のこころと身体を育てることができる。	
学習クラブの開催	春・夏ともに5日程度の実施	子どもたち一人ひとりの学習意欲の高揚、基礎学力の定着・向上。	
桜の実少年少女合唱団への支援	—	集団の中で歌うことの責任感を養い、さらに、学校や学年が異なる中で友情を築き、協調性、社会性を育むことが期待できる。	

2. 関係団体等との連携・協働によるネットワークの強化

家庭・学校・地域社会が連携・協働を図り、それぞれの機能を發揮し、その役割を分担しながら、今後も子どもたちの健全育成に努めます。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
社会教育委員会の開催	年2回	社会教育全般の中からあらゆる分野に理想的な意見を取り入れることで、生涯学習のさらなる発展に期待ができる。	生涯学習課
津久見市子ども会育成連絡協議会、津久見市連合PTA、ボーイスカウトへの支援	—	青少年の社会力の育成に期待ができる。	
津久見市教育相談員等連絡協議会	月1回	関係機関が相互に情報を共有し、解決方法を決定することで、早期対応・早期解決が期待できる。	学校教育課

基本目標4 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

施策目標1 児童虐待防止対策の充実

1. 児童虐待防止ネットワークの充実

津久見市では、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関と連携しながら、迅速かつ適切な対応ができるよう取り組んできました。今後も、虐待事例に対し迅速かつ適切に対応するため、効果的な情報交換により共有化を図り、適切な対応に努めていきます。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
要保護児童対策地域協議会の開催	年14回	要保護児童等の適切な保護又は支援を行うことができる。	社会福祉課

2. 相談活動の充実

家庭児童相談員を配置し、関係機関のネットワークを強化するとともに、乳幼児健診などの機会を利用した相談活動などを推進します。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
家庭児童相談室の設置	通年	家庭児童相談員を配置することで、いつでも相談できる体制を整え、要支援家庭への迅速な対応が図れる。	社会福祉課
乳幼児健診時を利用した相談・訪問活動	随時	遊びなどを通して親子や子どもの様子などを観察したうえで適切な助言ができる。	社会福祉課 健康推進課
通告電話・通告メールの設置・広報	通年	相談先を迷うことなく、早期につながり(対応ができる)虐待の未然防止と深刻化防止が図れる。	社会福祉課
心の健康相談	随時	子育ての不安等が軽減できる。	健康推進課

施策目標2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

1. 自立支援に向けた総合的な支援体制の構築

母子・父子自立支援員を配置することにより、相談体制を充実させ、支援施策等の情報提供に努めます。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
母子・父子自立支援員の配置	1人	母子・父子自立支援員の配置により、いつでも相談でき、早期の支援につなぐことができる。	
職業のあっせん	適宜対応	ひとり親家庭の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その扶養している児童の福祉の増進を図る。	社会福祉課

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
ひとり親家庭医療費の支給	随時	ひとり親家庭等の親と児童の健康を保持し、経済的負担の軽減を図り、生活を安定させることができる。	
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	申請受付	ひとり親家庭の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その扶養している児童の福祉の増進を図る。	社会福祉課

2. 交流の場の提供

ひとり親家庭等の児童が、明るくイキイキと成長することができるよう、母子寡婦福祉会の活動などを通じて、家庭や子ども同士が交流する場を提供するとともに、相談体制をより強化することで、親の心のケアにも努めていきます。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
母子寡婦福祉会の活動	—	同じ境遇の方々が集い、情報交換・交流・相談を図ることで、互いの生活向上が期待される。	母子寡婦福祉会
ひとり親家庭等の相談窓口の設置	随時	生活の安定、自立の促進、適切な関係機関に早期につなぐことができる。	社会福祉課

|| 施策目標3 障がい児施策の充実

1. 相談体制の充実

乳幼児健診、5歳児精密健診、巡回相談、療育相談を充実させ、適切な支援ができるよう努めます。

障がいがある子どもや支援を必要とする子どもとその家族が、地域で安心して生活できるように、様々な障がい児福祉サービスを提供し、日常生活を支援するとともに、子どもの発達に対する取組や各種相談体制の充実に努めます。

幼児教室は遊びを通して成長や発達を促す方法を提供しています。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
幼児教室	年12回	親子遊びを通じて成長や発達を促すことができる。	健康推進課
巡回相談	年3回	必要時、早期療育につなげることができる。	中部保健所 健康推進課
5歳児精密健診、 フォロー相談会	精密健診年2回	就学前の発達等の不安が軽減できる。	健康推進課
就学相談の実施	随時	早期から保護者とつながることで保護者が安心して相談できる体制づくりを連携して行うことができる。	学校教育課 社会福祉課 健康推進課
保育園・幼稚園等 への巡回訪問	各園年2回	支援を必要とする子どもの早期発見・早期支援が図られ、スムーズな就学につなぐことができる。	社会福祉課
就学支援委員会の 開催	年3回	児童生徒、保護者の願いにそった就学先の決定と支援体制の確認につなげることができる。	学校教育課 社会福祉課 健康推進課

2. 保育園等における障がい児保育の推進

障がいのある子どもが地域の中で健やかに育つためには、障がいのない子どもと一緒に成長できるよう配慮するとともに、親子の意向を尊重し、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な教育・保育が必要です。集団保育が可能な障がいのある児童が安心して保育園・幼稚園・認定こども園を利用できるよう、受入れ体制の整備や職員への研修の充実とともに、関係機関と連携を図りながら障がいのある児童への保育の充実を図ります。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
障がい児保育事業	通年	障がい児保育を実施することで、子どもの育ちの促進と家族への支援が図られるとともに、関係機関のさらなる連携強化につながる。	保育園 認定こども園
障がい児の受入れ	通年		保育園 幼稚園 認定こども園

3. 経済的支援の充実

障がい児やその家族が安定した社会生活を送り、身近な地域で暮らし続けることができるよう、各種手当の支給や補装具の交付等、経済的支援の充実に努めます。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
特別児童扶養手当	一	障がいのある児童を養育する家庭の経済的負担の軽減を図り、児童福祉の増進に寄与することができる。	社会福祉課
育成医療	随時	身体障がいの除去や軽減する手術等の治療に対する医療費の負担軽減が図れる。	
重度心身障がい者（児）医療費	支給対象者	重度心身障がい児に対し、医療費を給付することにより、福祉の増進を図る。	
障がい児福祉手当	支給対象者	重度障がい児に対する経済的軽減が図れる。	
心身障がい者タクシー券	該当者	タクシーを利用したときの負担軽減が図れる。	
日常生活用具の給付・貸与	申請受付	日常生活の便宜を図り福祉の増進を図る。	
在宅重度障害者住宅改造助成事業	申請受付	住宅設備の改修により生活での困難が軽減できる。	

施策目標4 悩みや困りごとを抱えた子どもや家庭への支援

近年、保護者の経済的な困難等により、子どもの生活や健康、教育に影響を及ぼし、進学を諦めたり、職業の選択肢を狭めるなど、若者の将来の夢を摘み取ってしまうことが問題となっています。

そのため、就学・進学に必要な費用の貸付や支援制度の積極的な情報提供など教育機会を保障することで、子ども・若者の将来がその生まれ育った環境によって左右されることを防ぎ、貧困が世代を超えて連鎖することを断ち切る必要があります。

この問題に対応するべく国では、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、その一部を改正する法律が令和元年9月に施行され、「貧困の状況にある子どもが健やかに育成され…」の部分が「全ての子どもが心身ともに健やかに育成され…」と改められました。このように、子どもの貧困対策は、今、経済的な困窮状態にある家庭やその家庭に属する子どものみを対象とするものではなく、本市の全ての子どもと子育て家庭を念頭において、多用な施策が総合的に展開されるべきものです。その意味で、本計画の基本目標1から6及び第5章に掲げた取組の各所に、関連する施策が存在します。

国の子どもの貧困対策大綱では、以下のように重点施策を示しています。

- 教育の支援 ○生活の安定に資するための支援
- 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- 経済的支援 ○その他

この重点施策の領域に沿うかたちで、本市において子どもの貧困対策関連に位置づけられる施策を整理すると以降の表のとおりとなります。

(目標の下にあるページ数は他の施策目標に記載されているページを示しています。)

1. 教育の支援

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
放課後子供教室の開催	各学校で 月に1～2回程度 (P51)	子どもたち一人ひとりの学習意欲の高揚、基礎学力の定着・向上。	生涯学習課
学習クラブの開催	春・夏ともに5日程度の実施 (P59)	子どもたち一人ひとりの学習意欲の高揚、基礎学力の定着・向上。	生涯学習課
就学相談の実施	随時 (P62)	早期から保護者とつながることで保護者が安心して相談できる体制づくりを連携して行うことができる。	学校教育課 社会福祉課 健康推進課
就学支援委員会の開催	年3回 (P62・66)	児童生徒、保護者の願いにそった就学先の決定と支援体制の確認につなげることができる。	学校教育課 社会福祉課 健康推進課

2. 生活の安定に資するための支援

【保護者の生活支援】

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
延長保育事業	1か所 (P 49・67・83)	就労形態や勤務時間の多様化に応えることができる。	社会福祉課
子育てカフェ	年2回 (P 50)	保育・教育の資質の向上につながる。	社会福祉課 その他
母子・父子自立支援員の配置	1人 (P 60)	母子・父子自立支援員の配置により、いつでも相談でき、早期の支援につなぐことができる。	社会福祉課
母子寡婦福祉会の活動	(P 61)	同じ境遇の方々が集い、情報交換・交流・相談を図りながら、互いの生活向上が期待される。	母子寡婦 福祉会
ひとり親家庭等の相談窓口の設置	随時 (P 61)	生活の安定、自立の促進、適切な関係機関に早期につなぐことができる。	社会福祉課
児童館の利用促進	より多様な活動の提供と情報提供 (P 68)	居場所づくりとして、地域とのふれあいが持てる。	児童館
通常保育 (保育園・幼稚園・認定こども園)	市内7園 (P 77)	安心して子育てと仕事の両立の確保ができることによって生活の安定化が図られる。	保育園 幼稚園 認定こども園
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	市内4か所 (P 84)	放課後における子どもの居場所を確保することにより、子育てと仕事の両立の確保ができる。	社会福祉課

【子どもの生活支援（食育の推進に関する支援）】

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
ママのための魚料理教室	年1回 (P 54)	若い世代の母親の魚に触れる機会を増やし、家庭での魚食を促進。	健康推進課
親子料理教室	年5回 (P 54)	親子で調理することで、食への興味を深めるとともに、親子間の交流を図る。	健康推進課 農林水産課
フードバンク制度の活用	—	大分県社会福祉協議会が運営しているフードバンクおおいたから県内市町村の社会福祉協議会の協力のもと、市社会福祉協議会等を窓口として相談に訪れた生活困窮者に支援をしており、一時的な食糧支援と生活困窮者支援につなぐことができる。	社会福祉協議会

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
職業のあっせん	適宜対応 (P 60)	ひとり親家庭の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その扶養している児童の福祉の増進を図る。	社会福祉課
育児休暇制度等関係法制度等の広報等、情報提供	— (P 67)	子育てについて孤立することなく、社会全体で育児していく機運の醸成を図ることができる。	社会福祉課

4. 経済的支援

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	申請受付 (P 61)	ひとり親家庭の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その扶養している児童の福祉の増進を図る。	社会福祉課
ひとり親家庭医療費の支給	随時 (P 61)	ひとり親家庭等の親と児童の健康を保持し、経済的負担の軽減を図り、生活を安定させることができる。	社会福祉課

5. その他

【早期の状況把握・対応】

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
母子健康手帳交付時いきいき妊婦健康相談	交付者全員 (P 52)	安心して妊娠、出産にのぞめる。	健康推進課
各種健康診査	受診率 100% (P 53)	疾病の早期発見を行い、適切な医療機関・療育機関につなげられる。	健康推進課 社会福祉課 医師会 歯科医師会 大分県歯科衛生士会
ペリネイタルビジット事業	— (P 55)	産婦人科、小児科の連携による育児等保健指導事業(ペリネイタルビジット)の推進を図り、妊娠婦の育児不安の軽減を図る。	健康推進課 医療機関
乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問)	66 件 (見込み) (P 81)	母子の心身の健康状態を把握し、適切なサービスにつなげることができる。	健康推進課
保育園・幼稚園等への巡回訪問	各園年2回 (P 62)	支援を必要とする子どもの早期発見・早期支援が図られ、スムーズな就学につなぐことができる。	社会福祉課
就学支援委員会の開催	年3回 (P 62・64)	児童生徒、保護者の願いにそった就学先の決定と支援体制の確認につなげることができる。	学校教育課 社会福祉課 健康推進課

基本目標5 仕事と子育ての両立の推進

|| 施策目標1 「仕事と子育ての両立」の推進についての普及啓発

1. 育児を推進するための啓発活動

社会全体でのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を拡大するとともに、関係機関と連携し、推進活動に取り組みます。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
育児休暇制度等関係法制度等の広報等、情報提供	一	子育てについて孤立することなく、社会全体で育児していく機運の醸成を図ることができる。	社会福祉課

|| 施策目標2 男性・祖父母の育児参加の推進

1. 父親等が参加できる子育て教室等の実施

「子育ての楽しさ」を感じることは、母親・父親が子育てに共同で参加することが重要なことから、仕事中心の父親が、子育てに参加するきっかけとなり、「子育ては楽しい」と感じるよう親子で参加できる行事の開催に努めます。

|| 施策目標3 女性の就労促進

1. 労働の環境整備と待遇の改善

企業に対し、職場における女性の地位向上と格差是正に積極的に取り組むよう、周知を進めます。あわせて、男女の職域拡大と職場における労働条件・賃金などの男女平等について啓発を行います。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
病児・病後児保育事業	1か所	多様な就労形態に応えることができる。	
延長保育事業	1か所 (現状の体制を維持・継続)	就労形態や勤務時間の多様化に応えることができる。	社会福祉課
一時預かり事業	1か所 (現状の体制を維持・継続)		
預かり事業	5か所 (現状の体制を維持・継続)		

基本目標6 地域における子育ての支援

施策目標1 市民による子育て支援の充実

1. 子育て情報及びサービス利用の円滑化

通年（市報においては毎月、「子育て応援だより」を掲載）、市報・ホームページ・子育て支援サイトなどを通じ、情報提供を行っています。

今後もよりタイムリーな情報提供が図れるよう、アプリ等新たな媒体の活用を検討し、当事者のみならず、本市の取組が幅広い方々に伝わるよう工夫を図ります。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
民間事業者等への情報提供	これまでの取組を継続実施	民間事業者等へ情報提供することで、その施設を利用する人への周知の拡大が図られる。また、乳幼児健診などで情報提供を行い、情報が必要な方へピンポイントでの情報提供が行われる。	社会福祉課

2. 既存施設の有効活用による地域住民とのふれあい促進

毎月、市報で児童館活動をお知らせして参加者を募り、利用促進を図っています。

児童館などの既存の施設を積極的かつ有効的に活用することは、地域住民とのふれあい增加にもつながるため、より多様な活動の提供ができるよう運営主体と連携を図るとともに、情報の提供にも努めます。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
児童館の利用促進	より多様な活動の提供と情報提供	居場所づくりとして、地域とのふれあいが持てる。	児童館

3. ボランティア活動等の促進による地域の人材活用

現在も、少子高齢化は進行していますが、子育て経験豊富な高齢者の知恵を求める若い世代の声も少なくありません。

古き良き子育ての考え方や方法を次世代に継承できるよう、地域の高齢者や子育て経験者の活躍できる場の提供に努めるとともに、次世代の親を育てる意味からも人的資源を活用できる取組を推進します。

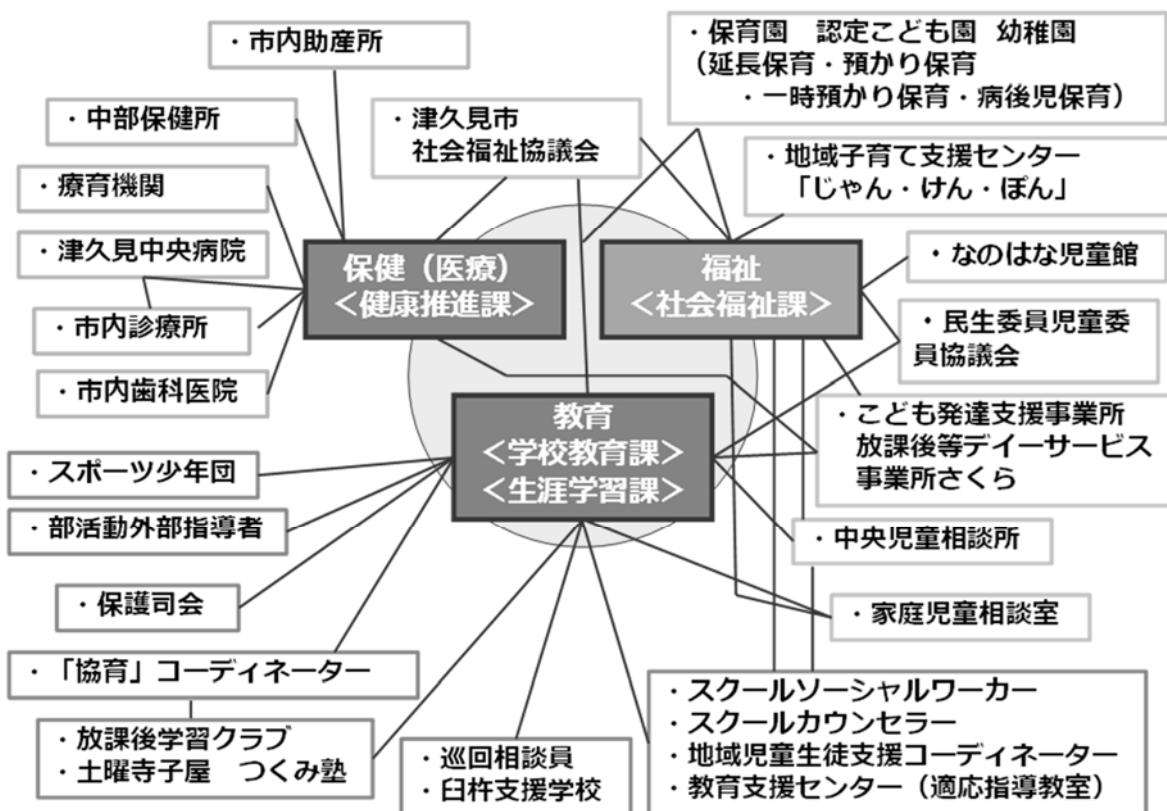
4. 地域における子育て支援の推進

本市では、子育て中の親が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場を提供するため、地域子育て支援センターの運営に努めています。

今後も、地域子育て支援センターを子育て中の親子が気軽に集える場とともに、子育てに関わる相談・情報提供の拠点とし、関係機関や地域組織との連携を図ります。

また、地域ぐるみで子育て支援を推進するとともに、地域組織や社会福祉協議会と連携し、地区社協等による子どもと子育て家庭とのふれあいや見守り、より良い子育て環境の整備を促進し、津久見市の子育て支援体制の強化を図ります

津久見市子育て支援体制



|| 施策目標2 子育て支援に関する行政サービスの充実

1. 安心して子育てできる環境づくりの推進

子育てに喜びや楽しさを感じられるよう、家庭の子育てに関する不安の解消や地域での仲間づくりに向けた環境づくりを一層充実させ、子育ての負担感の軽減や育児不安の解消等に向け、保育士・家庭児童相談員・保健師等が中心となり、窓口・電話・メールなどでも気軽に相談でき、安心して子育てできる環境づくりに努めます。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
育児サークル等支援事業	育児サークルの組織化	家庭で子育て中の保護者の仲間づくり。	社会福祉課
ブックスタート事業 (10か月児健診時に絵本のプレゼント)	100%の配布	小さい頃から絵本に親しみを持ち読み聞かせすることで、読書の大切さを伝え、絵本を通じて、親子のふれあいの時間づくりができる。	社会福祉課
乳児健診等を利用した絵本の読み聞かせ	月1回以上	本に親しみを持もち、読書の大切さを伝えることができる。	社会福祉課
相談電話・メール相談の設置	通年	子育て家庭の孤立を解消し、相談することで、育児不安を軽減することができる。	社会福祉課
家庭児童相談員等による窓口相談	通年	家庭児童相談員を配置することで、いつでも相談できる体制を整え、子育ての孤立化防止を図り、必要に応じて養育支援につなぐことができる。	社会福祉課
地域子育て支援センター事業	1か所	在宅育児中の方々に様々な子育て情報が発信でき、支援員を配置することで気軽に相談できる場所の提供が図れる。	社会福祉課 地域子育て支援センター

|| 施策目標3 子育て中の親が交流等できる場づくり

1. 地域子育て支援拠点事業等の充実による子育て支援ネットワークの形成

地域子育て支援センター「じゃん・けん・ぽん」を開設し、「地域子育て支援センターミニ運動会」では親子のみならず、祖父母やとき俱楽部利用者も参加し交流を図っています。

身近な地域で、子育てに関する相談・助言や、親子の交流の場の提供を行うため、今後も子育て支援センターの充実した運営に努めます。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
地域子育て支援拠点事業の充実	1か所	同じ境遇の子育て中の保護者が交流・情報交換することで、育児不安の解消、子育ての孤立防止につながる。	社会福祉課 地域子育て支援センター
地域子育て支援センターミニ運動会	年1回	親子の交流だけでなく、高齢者が子どもをほめる・あやすなど、世代を超えた交流が行われ、子育て支援に高齢者が参画するきっかけとなる。	地域子育て支援センター

|| 施策目標4 情報の発信・公開等の取組

1. 子育て支援情報の発信の強化

これまで市報等で子育て支援に関する情報を発信してきましたが、より一層、市民に周知されるよう工夫し、親子に役立つ「子育て応援だより」の発行に努めます。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
「子育て応援だより」の市報掲載	月1回	市報に掲載することで、子育て世代のみならず、幅広い世代に子育て情報の発信・周知が図られる。	社会福祉課

2. インターネットを活用した情報の提供・公開

子育て情報のホームページと携帯電話サイト「津久見市子育て支援サイト」を活用し、利用者が活用できる情報の発信を行っています。

子育てをするうえで必要な情報、役に立つ情報をわかりやすく提供し、気軽に情報を得ることができるよう、新たな情報発信ツールの構築を図ります。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
子育て情報のホームページ掲載	必要に応じて	必要に応じて手軽に子育ての情報を得ることができる。	社会福祉課
子育て情報の携帯サイト	必要に応じて		社会福祉課

基本目標7 子育てを支援する生活環境の整備

施策目標1 安全な道路環境の整備

1. ユニバーサルデザインの推進

妊産婦、乳幼児連れが安心して外出できるよう、公共施設等において段差解消を推進するなど、ユニバーサルデザインのまちづくりにこれからも取り組みます。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
安心して暮らせるまちづくり	予算の範囲内	安心・安全なまちづくりを推進し、誰もが利用しやすい空間の確保を図ることができる。	社会福祉課 土木管理課 まちづくり課
歩・車道分離施設の設置	新規事業において実施予定	歩・車分離により安全な歩行空間の確保ができる。	土木管理課

施策目標2 安心して遊び生活することができる環境の整備

1. 安心して親子で遊べる公園の整備

親子が公園で、気持ち良く安心して遊ぶことができるよう、適切な環境の整備、維持管理に努めます。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
公園遊具の安全点検	年4回	遊具の不具合によって起こる事故を未然に防ぐ。	
公園遊具の整備と修繕	予算内で対応	子どもの身体と挑戦するこころを育てる。	まちづくり課
公園等の清掃	週1回	きれいな環境の中で気持ち良く遊ぶことができる。	
公園等の除草	年3～4回		

施策目標3 環境美化の推進

1. 総合的なエコ活動の推進

次代の子どもたちに津久見の豊かな自然を継承していくために、総合的なエコ活動を通して、環境教育の充実に努めます。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
不法投棄対策の推進	通年	ごみの不法投棄に関する市民意識の改革。	
一般廃棄物処理施設を利用した環境教育の推進	通年	小学生を対象とした一般廃棄物処理施設の社会見学による環境学習を推進。	環境保全課
環境情報に関するホームページの充実	通年	各主体の環境学習に対する取組を推進するため、環境学習等に役立つ環境情報を収集・整理し、ホームページなどで提供。	

基本目標8 子ども等の安全の確保

施策目標1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

1. 交通安全意識の向上に向けた教育の推進

交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるために、保育園・幼稚園・認定こども園・小中学生等を対象に各年齢段階に応じた交通安全教育の充実を図ります。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
交通安全教室 (保育園・幼稚園・認定こども園)	随時	交通ルールとマナーを学び、交通事故防止。	市民生活課 交通安全 推進協議会
新入学児童交通安全運動	年1回	交通ルールとマナーを学び、交通事故防止。	
小中学生交通安全教室	随時	交通ルールとマナーを学び、交通事故防止。	
広報誌の発行	毎月発行	交通ルールの周知により、交通事故防止。	
新中学生に対する自転車用ヘルメットの配布	年1回	通学時における生徒の安全の確保と交通安全に対する意識の向上につなげることができる。	学校教育課

2. チャイルドシートの貸付

チャイルドシートの着用は、道路交通法で義務付けられていますが、年末年始やお盆の帰省などで、短期間の使用ができるよう貸付事業を実施しています。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
チャイルドシート貸付事業	随時	チャイルドシート着用義務化の遵守及び交通事故防止。	市民生活課 交通安全 推進協議会

3. 関係機関の連携強化

子どもを交通事故から守るために、関係機関が連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
交通安全街頭キャンペーンの実施	年4回	街頭啓発活動を行うことで交通事故抑止につながり、子どもを交通事故から守る。	市民生活課 交通安全 推進協議会
通学路における見守り街頭活動	随時	関係機関の連携のもと、子どもを交通事故から守る。	

|| 施策目標2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

1. 地域における防犯体制の強化

地域全体で子どもを犯罪等の被害から守るために、地域住民の協力や警察等関係機関との情報交換や迅速な犯罪等の情報提供など、地域における防犯体制を強化します。

区分	目標(令和6年度)	期待される効果	関係機関等
地域安全ニュースの発行	毎月	注意喚起をすることで子どもを犯罪から守る。	市民生活課
自主防犯パトロール隊の育成	11団体	地域全体で子どもを犯罪等の被害から守る。地域住民の協力や警察など関係機関との情報交換や情報提供で、地域における防犯体制の強化。	
防犯協会の見守り活動	月1回	関係機関との情報共有ができる	

2. 青少年の非行防止

青少年非行を防止するために、各関係機関・団体・家庭が連携・協働を図りながら、総合的な非行防止対策を推進します。

第5章 子ども・子育て支援法に係る 「量の見込み」と「確保の方策」

1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育の提供区域を設定し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援についての「量の見込み」、「確保の方策」を記載する必要があります。そのため提供区域において教育・保育の提供体制の確保と方策の検討、また、地域子ども・子育て支援に係る需給調整を判断することとなります。

（1）提供区域設定の考え方

区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育保育を提供するための施設の整備状況やその他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の事情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定めました。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定しました。

（2）区域設定

本市では、第1期計画において「津久見市全域」の1区域としています。

現在、計画期間中に大規模な都市整備計画等の想定や、地域の社会状況の変化も見込まれていないことから、第1期計画を踏襲し、「津久見市全域」の1区域とします。

（3）認定区分について

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、以下の考え方で保育の必要性を認定したうえで、給付する仕組みとなっています。

区分	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども	主に幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	主に保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	主に保育園、認定こども園、特定地域型保育

（4）保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を策定します。

項目	認定基準
事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、また、それらに類するものとして市町村が定める事由
区分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (現行の11時間の開所時間に相当) ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本市では、保育の下限時間を64時間と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

【保育標準時間】 両親がフルタイムで就労する場合を想定したもの。
1か月あたり平均275時間（最大292時間・最低212時間）
1日あたり11時間までの利用に対応するもの。

【保育短時間】 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定したもの。
1か月あたり平均200時間（最大212時間）
1日あたり8時間までの利用に対応するもの。

（5）提供体制の確保と実施時期

乳幼児期における子どもは、その発達段階に応じた教育・保育施設や地域型保育事業について必要に応じ確保していく必要があります。そのため、平成31年1月に実施した実態調査を基に、子どもや保護者の動向を踏まえ、事業の利用実績や現在の供給体制等を勘案し、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の方策及び実施時期を設定します。

（6）ニーズ量推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みにあたっては、就学前児童の保護者を対象とした実態調査の結果を基に、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市における実績や地域特性の整合性等を検証しながら、一部補正を行いました。

2 教育・保育における「量の見込み」と「確保の方策」

(1) 各年度における認定区分ごとの教育・保育における量の見込みと確保の方策

■ 1号認定（3～5歳 教育）

幼稚園・認定こども園	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	85人	84人	79人	78人	73人
②確保の方策（定員）	120人	120人	120人	120人	120人
過不足（②-①）	35人	36人	41人	42人	47人
確保の方策	現状でも待機児童は0人であり、十分な定員は確保できているため、計画期間中も現状の体制を維持していきます。				

■ 2号認定（3～5歳 保育）

保育園・認定こども園	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	154人	154人	143人	142人	133人
②確保の方策（定員）	175人	175人	175人	175人	175人
過不足（②-①）	21人	21人	32人	33人	42人
確保の方策	現状でも待機児童は0人であり、十分な定員は確保できているため、計画期間中も現状の体制を維持していきます。				

■ 3号認定（0歳 保育）

保育園・認定こども園	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10人	10人	10人	10人	9人
②確保の方策（定員）	31人	31人	31人	31人	31人
過不足（②-①）	21人	21人	21人	21人	22人
確保の方策	現状でも待機児童は0人であり、十分な定員は確保できているため、計画期間中も現状の体制を維持していきます。				

■ 3号認定（1～2歳 保育）

保育園・認定こども園	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	98人	91人	86人	84人	82人
②確保の方策（定員）	100人	100人	100人	100人	100人
過不足（②－①）	2人	9人	14人	16人	18人
確保の方策	現状でも待機児童は0人であり、十分な定員は確保できているため、計画期間中も現状の体制を維持していきます。				

（2）保育利用率の設定

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳 推計人口	73人	70人	69人	67人	66人
0歳 量の見込み	10人	10人	10人	10人	9人
保育利用率	14.4%	14.4%	14.4%	14.4%	14.4%
1～2歳 推計人口	165人	152人	145人	141人	138人
1～2歳 量の見込み	98人	91人	86人	84人	82人
保育利用率	59.6%	59.6%	59.6%	59.6%	59.6%

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

認定こども園は、保護者が働いている、働いていないにかかわらず、柔軟に子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能を持つ施設です。

認定こども園の円滑な整備を促進するため、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に添って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、現状把握に努め、本市の実情に応じた推進を図ります。

また、それまで保育園・幼稚園といった生活空間で過ごしてきた子どもたちは、小学校の入学によって様々な違いから不安や戸惑いを感じます。こうしたことに配慮し、本市では、保育園、幼稚園の保育環境から、小学校の学習環境への円滑な接続を図るため、幼稚園又は保育園と小学校間の連携強化に努めます。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、1号認定こどものうち保育に欠ける子ども（新2号）が利用する預かり事業の利用料等を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設され、対象となる保護者は、市町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

本市における子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

5 地域子ども・子育て支援事業における 「量の見込み」と「確保の方策」

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に基づき地域の子どもと子育て家庭の事情に応じて実施する事業です。

津久見市では以下の事業以外にも独自の施策を展開し、地域子ども・子育て支援事業として地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

(1) 妊婦健康診査事業

事業の概要	医療機関及び助産所において、妊婦健康診査受診票（14回）を使用し、お母さんとおなかの赤ちゃんの健康を守るために、血液・血圧等の検査を行う事業。				
対象者	全ての妊婦				
算出の根拠及び方法	推計人口の当該年翌年度の0歳人口及び実績を勘案して算出。				
量の見込みと確保の方策 (年間延べ件数)					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	952 件	938 件	911 件	898 件	843 件
②確保の方策	1,000 件	1,000 件	1,000 件	1,000 件	1,000 件
過不足（②-①）	48 件	62 件	89 件	102 件	157 件
確保に向けての対応策	確保の方策は量の見込みを満たすものとしますが、母子手帳を配布した方が翌年度に券を利用することもある等、様々なケースがあるため、柔軟に対応します。				

（2）乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要	子育て家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問して親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言を行う。特に支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスができるよう関係機関との連携を図る事業。				
対象者	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭				
算出の根拠及び方法	推計人口の当該年度の0歳人口を基に算出。				
量の見込みと確保の方策 (年間延べ件数)					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	73件	70件	69件	67件	66件
②確保の方策	73件	70件	69件	67件	66件
過不足（②－①）	0件	0件	0件	0件	0件
確保に向けての対応策	訪問の結果、支援が必要な家庭には関係機関と連携し、養育支援訪問事業につなげるなど継続的な支援に努めます。				

（3）利用者支援事業

事業の概要	子ども及びその保護者等又は妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報の収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。				
対象者	子育て中の保護者、又は妊娠している方など				
算出の根拠及び方法	第1期計画策定時に1か所を検討し、未整備のため引き続き設定。				
量の見込みと確保の方策					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保の方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足（②－①）	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
確保に向けての対応策	必要に応じた情報提供、相談・助言が適切に行えるように行政窓口の充実を図ります。				

（4）一時預かり事業

① 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

事業の概要	幼稚園、認定こども園において教育時間の前後などに希望する者を対象とする預かり保育事業。				
対象者	幼稚園、認定こども園利用者				
算出の根拠及び方法	実績と利用状況を勘案して算出。				
量の見込みと確保の方策 (年間延べ人数)					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	8,392人	8,523人	8,109人	8,192人	7,779人
②確保の方策	8,392人	8,523人	8,109人	8,192人	7,779人
過不足（②-①）	0人	0人	0人	0人	0人
確保に向けての対応策	現在5か所で実施しており、継続して実施に努めます。				

② 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

事業の概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、保育園等（主として昼間）で一時的に預かる事業。				
対象者	認定こども園、幼稚園、保育園等の利用者以外				
算出の根拠及び方法	実績と利用状況を勘案して算出。				
量の見込みと確保の方策 (年間延べ人数)					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	212人	196人	186人	178人	171人
②確保の方策	212人	196人	186人	178人	171人
過不足（②-①）	0人	0人	0人	0人	0人
確保に向けての対応策	現在1か所で実施しており、継続して実施に努めます。				

（5）延長保育事業

事業の概要	保護者の就労状況等により、保育園等で通常の保育時間を延長して保育を行う事業。				
対象者	保育園利用者				
算出の根拠及び方法	国が示した標準的な方法で算出。				
量の見込みと確保の方策 (年間延べ人数)					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	119人	115人	109人	107人	97人
②確保の方策	119人	115人	109人	107人	97人
過不足 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
確保に向けての対応策	現在1か所で実施しており、継続して実施に努めます。				

（6）病児・病後児保育事業

事業の概要	子どもが病気の回復期であり、かつ集団保育が困難な期間において、病院、保育園等に敷設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。現在は、病後児保育室「ひまわり」で実施している。				
対象者	支援が必要な家庭				
算出の根拠及び方法	実態調査の利用率により算出。				
量の見込みと確保の方策 (年間延べ人数)					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	18人	18人	18人	18人	18人
②確保の方策	18人	18人	18人	18人	18人
過不足 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
確保に向けての対応策	病後児保育については1日あたりの定員を3人として確保し、平成26年度から実施していますが、病児保育については今後も関係機関との協議を継続して行い、実施できるよう努めます。				

（7）子育て短期支援事業

事業の概要	保護者が疾病、出産、育児不安等で家庭での養育が一時的に困難な場合、その子どもを児童養護施設で短期的に預かる事業。				
対象者	支援が必要な家庭				
算出の根拠及び方法	実績と利用状況を勘案して算出。				
量の見込みと確保の方策					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3日	3日	3日	3日	3日
ショートステイ	3日	3日	3日	3日	3日
トワイライト	0日	0日	0日	0日	0日
②確保の方策	3日	3日	3日	3日	3日
過不足（②-①）	0日	0日	0日	0日	0日
確保に向けての対応策	1人あたり3日間の利用を想定し、利用者のニーズが出た場合に相談を受けながら、状況に応じて児童養護施設と協議し、支援が的確にできるように努めます。				

（8）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業の概要	保護者の就業等により昼間家庭に保護者がいない児童を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業。				
対象者	小学校1年生から6年生までの支援が必要な家庭				
算出の根拠及び方法	実績と利用状況を勘案して算出。				
量の見込みと確保の方策					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	243人	243人	256人	242人	239人
低学年	174人	174人	183人	173人	170人
高学年	69人	69人	73人	69人	69人
②確保の方策	256人	256人	256人	256人	256人
過不足（②-①）	13人	13人	0人	14人	17人
確保に向けての対応策	各小学校区においてニーズを満たすよう、実施クラブと事業の継続に努めます。				

（9）養育支援訪問事業

事業の概要	乳児家庭全戸訪問事業などにより、養育について積極的に支援する必要があると判断される家庭に対して、保健師等の訪問による指導・助言を行うことで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決を図る事業。				
対象者	支援が必要な家庭				
算出の根拠及び方法	実績と利用状況を勘案して算出。				
量の見込みと確保の方策 (年間延べ訪問回数)					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	100回	100回	100回	100回	100回
②確保の方策	100回	100回	100回	100回	100回
過不足（②－①）	0回	0回	0回	0回	0回
確保に向けての対応策	要保護児童等の適切な対応を行うため、関係機関との連携を強化するとともに、支援内容の充実を図ります。				

（10）地域子育て支援拠点事業

事業の概要	小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行う事業。とき俱楽部に併設した子育て支援センター「じやん・けん・ぽん」で実施しています。				
対象者	就学前の子育て家庭				
算出の根拠及び方法	実績と利用状況を勘案して最大数で算出。				
量の見込みと確保の方策 (年間延べ利用人数)					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,281人	2,203人	2,087人	2,051人	1,958人
②確保の方策	2,281人	2,203人	2,087人	2,051人	1,958人
過不足（②－①）	0人	0人	0人	0人	0人
確保に向けての対応策	利用者の減少傾向もあり、量的には現状の1施設で対応が可能と考えられます。今後は活動の充実、周知を図り利用を促進します。				

（11）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業の概要	保育園や放課後児童クラブへの送迎を含めて、一時的に子どもを預かってほしい会員（おねがい会員）の依頼に応じて、育児の手助けができる会員（まかせて会員）を紹介する事業。				
対象者	支援が必要な家庭				
算出の根拠及び方法	国が示した標準的な方法で算出。				
量の見込みと確保の方策 (年間延べ利用人数)					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	17人	18人	18人	17人	16人
②確保の方策	17人	18人	18人	17人	16人
過不足（②-①）	0人	0人	0人	0人	0人
確保に向けての対応策	今後、仲介役となる組織（事業者）を確保し、活動内容の周知を図るとともに、おねがい会員・まかせて会員を増やすことにより、子育て家庭への支援に努めます。				

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

令和元年10月から開始された教育・保育の無償化に伴い、新制度に未移行の園に通園する低所得世帯の児童の給食費（副食費）については、国の指針等に合わせて事業を行います。

（13）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

認可を受ける施設の設置について、市域への民間事業者の新規参入には採算性、事業継続の観点から難しい面もあると思われ、実施の際には十分な検討が必要となります。

第6章 計画の推進体制

1 それぞれの役割

本計画の諸施策を目標に向かって着実に推進していくためには、家庭をはじめとして地域、学校等、企業、行政が一体となってそれぞれの役割を担い、社会全体で次代を担う子どもやその家庭を支援していくことが不可欠です。

また、父母その他の保護者は子育ての主体であり、その子育て家庭を支援すべき地域、事業主及び行政が、今後取り組むべきことや留意すべきこと等について改めて明示し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することが必要です。

■ 家庭の役割

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、家庭教育は全ての教育の出発点であるところから、父母その他の保護者は子どもに愛情を持って接し、心身の調和のとれた発達を図るよう努め、また、父母その他の保護者自らも成長していくよう努める必要があります。

■ 地域の役割

子育てにおいては、保護者のみならず保護者同士や地域の人々が連携し、子育て支援におけるそれぞれの役割を果たしていくことが重要です。

また、地域の人々が子どもの活動支援や見守りに参加することは、子どもの健やかな育ちにとっても重要となります。

そのため、PTA活動や保護者会活動をはじめ、家庭、地域、施設など子どもを取り巻く環境の全体が連携し、地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加しながら、地域コミュニティの中で子どもを育む必要があります。

■ 学校等の役割

保育園、幼稚園、学校は、子どもたちが心豊かに成長するための場でもあり、とりわけ教育・保育施設においては、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。また、集団生活の中で、様々な経験を通して子どもが学び育つ場でもあり、家庭や地域との連携を図りながら、情報を提供していく必要があります。

■ 企業の役割

共働き世帯が増加する中、企業に対してもワーク・ライフ・バランスの観点から、育児休業制度をはじめ、長時間労働の是正、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立であるワーク・ライフ・バランスが図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

■ 行政の役割

本市は、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体として、社会環境の変化や国・県の施策を踏まえ、子育てに関わる各主体との連携・協働のもと、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援を総合的に展開することが求められます。

2 計画の周知に向けて

本計画の推進にあたり、庁内の関係課が連携を図り、進捗状況を確認するとともに、市民に対して広報誌での連載及び市ホームページ、ハンドブック等の配布による周知を図ります。また、関係機関や団体等に対しても、概要版やリーフレット等の配布により、内容をただ伝えるのではなく、計画の実現に向けてご理解いただけるように努めます。

3 計画の実施状況の点検と評価

本計画に基づく施策を推進するため、津久見市子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況についての点検・評価を行います。本計画策定後にはPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善の一連のサイクル）に基づき、個別事業の進捗状況及び本事業計画全体の成果についても点検・評価を行います。また、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保の方策」などに大きな開きがみられる場合には、中間年度（令和4年度）を目安として、計画の見直しを検討します。

資料編

1 津久見市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 9 月 26 日条例第 24 号)

改正 平成 30 年 3 月 23 日条例第 3 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、津久見市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 法第 77 条第 1 項各号に規定する事務

(2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関する重要事項その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) その他市長が必要と認める者

3 市長は、会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第 6 条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日条例第3号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 津久見市子ども・子育て会議委員名簿

分 野	氏 名	団体・機関・所属名等	備 考
子どもの保護者	伊賀上 久美子	幼稚園の保護者代表	
	川 野 直 美	保育園の保護者代表	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	織 田 美知代	津久見市私立幼稚園協会	
	薬師寺 大 輔	津久見市保育協議会	
	倉 原 英 樹	NPO法人 やまびこクラブ	
	小手川 優 子	子育て支援センター 「じゅん・けん・ぽん」	
学識経験者	江野畠 美代子	NPO法人 ピースワークつくみ	(副会長)
	雲 石 弘 文	別府大学短期大学部初等教育科	
市長が必要と認める者	成 松 親 善	津久見市区長会	
	山 添 義 昭	津久見市民生委員児童委員協議会	
	佐 藤 美津代	津久見市主任児童委員（前任）	
	中 野 恭 次	津久見市主任児童委員（後任）	
	鳥 越 和 久	津久見市連合P.T.A	
	黒 田 浩 之	津久見市子ども会育成連絡協議会	(会長)
	濱 田 由美枝	津久見市母子寡婦福祉会	
	小 宅 民 子	津久見市医師会 小児科医	
	川 野 祐 二	津久見市小中学校長会	
	原 尻 育史郎	津久見商工会議所	

(順不同)

3 用語集

力行

【家庭的保育事業】

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。

【教育・保育施設】

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（園）。

【子育て安心プラン】

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の一環で、待機児童の解消や平成30年度～34年度末の5年間で女性就業率80%を目指すための受け皿を整備することを柱とした取組。

【子ども・子育て会議】

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいう。本会議は、市長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市長の附属機関）。

【子ども・子育て支援】

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

【子ども・子育て関連3法】

- ①「子ども・子育て支援法」。
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）。
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）。

【コホート変化率法】

同じ年又は同じ時期に生まれた人々の集団（コホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

サ行

【児童館】

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された屋内型の児童厚生施設。

【食育】

食品の安全性への不信感や生活習慣病の増加などを背景に、食材や食習慣、食文化、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて身体や心の健康を育むこと。

【小規模特認校制度】

緑豊かな自然環境に恵まれる小規模校で、心身の健やかな成長を図り、体力づくりを目指すとともに、自然にふれる中で豊かな人間性を培い、明るくのびのびとした教育を実践する制度。

タ行

【地域型保育事業】

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。

【地域子育て支援拠点事業】

親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「子育て支援センター」等と呼ばれる。

【特定教育・保育施設】

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

【トワイライトステイ】

保護者が仕事等の理由により恒常に夜間に帰宅するため、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行うサービス。

ナ行

【認可外保育施設】

保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所（園）としての県知事の認可を受けていないもの。（保育事業の実施には県知事への届出が義務付けられている。）

【認可保育所】

保育所（園）のうち、国が定めた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を守り、県知事に認可を受けているもの。

【認定こども園】

幼稚園と保育所（園）の機能を併せ持つ施設。

認定こども園は、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行い、幼稚園と保育所（園）のそれぞれの良いところを生かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設。さらに、認定こども園に通っていない子どもを含め、

全ての子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供などの子育て支援を行う施設。

ハ行

【病児・病後児保育】

病気にかかっている子ども、あるいは、病気が回復期にある子どもを保育する事業。

【ファミリー・サポート・センター】

地域において子育ての援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、子育てについて助け合う会員組織。設立運営は市が行う。

【ヘルスマイト】

食生活改善推進員の愛称。食を通じた健康づくり活動を地域において推進しているボランティア。

【保育所（園）】

児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して、保育を行う施設。

【放課後子供教室】

地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組。保護者の就労の有無にかかわらず、全ての小学生が利用できる。

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の子どもに対し、指導員のもと、生活の場を提供するもの。

ヤ行

【ユニバーサルデザイン】

バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や建築物、道路等の生活環境をデザインするという考え方。

【幼稚園】

学校教育法に定める、3～5歳児に対して幼稚園教育を行う施設。

【幼稚園の預かり保育】

(公立幼稚園)

保護者の学校行事への参加等により、家庭での保育が困難な場合に、降園時間後等に、幼稚園で子どもを預かる事業。

(私立幼稚園)

登園時間前や降園時間後、夏季休業等の長期休業時に、幼稚園で子どもを預かる事業。

【要保護児童】

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童。

【ワーク・ライフ・バランス】

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

第2期津久見市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月
発行 大分県津久見市
編集 津久見市 社会福祉課
〒879-2435 津久見市宮本町20番15号
TEL 0972-82-4111（代表）

